

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2021年4月1日
(第24期)	至	2022年3月31日

株式会社 エ ス ト ア ー

(E05218)

第24期(自2021年4月1日 至2022年3月31日)

有 価 証 券 報 告 書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書に添付された監査報告書及び上記の有価証券報告書と併せて提出した内部統制報告書・確認書を末尾に綴じ込んでおります。

株 式 会 社 エ ス ト ア ー

目 次

頁

第24期 有価証券報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	4
3 【事業の内容】	5
4 【関係会社の状況】	6
5 【従業員の状況】	7
第2 【事業の状況】	8
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	8
2 【事業等のリスク】	9
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	13
4 【経営上の重要な契約等】	16
5 【研究開発活動】	16
第3 【設備の状況】	17
1 【設備投資等の概要】	17
2 【主要な設備の状況】	17
3 【設備の新設、除却等の計画】	17
第4 【提出会社の状況】	18
1 【株式等の状況】	18
2 【自己株式の取得等の状況】	24
3 【配当政策】	25
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	26
第5 【経理の状況】	35
1 【連結財務諸表等】	36
2 【財務諸表等】	66
第6 【提出会社の株式事務の概要】	79
第7 【提出会社の参考情報】	80
1 【提出会社の親会社等の情報】	80
2 【その他の参考情報】	80
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	81

監査報告書

内部統制報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【事業年度】	第24期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
【会社名】	株式会社E ストアー
【英訳名】	Estore Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 柳田 要一
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【電話番号】	(03)3595-1106
【事務連絡者氏名】	広報・IR部 安田 幸平
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【電話番号】	(03)3595-1106
【事務連絡者氏名】	広報・IR部 安田 幸平
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1)連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月	2022年3月
売上高 (千円)	—	4,932,291	4,852,935	10,504,870	5,746,946
経常利益 (千円)	—	582,548	526,561	1,073,923	1,078,252
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	—	409,852	367,794	482,781	677,177
包括利益 (千円)	—	410,446	366,015	490,954	702,145
純資産額 (千円)	—	1,404,272	1,746,610	2,343,687	2,789,662
総資産額 (千円)	—	4,495,560	7,375,828	8,604,257	8,211,599
1株当たり純資産額 (円)	—	294.15	365.88	467.68	532.68
1株当たり当期純利益金額 (円)	—	79.72	77.04	100.34	134.68
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	74.95	64.03	84.05	121.93
自己資本比率 (%)	—	31.2	24.1	27.2	32.6
自己資本利益率 (%)	—	29.2	21.1	20.6	27.0
株価収益率 (倍)	—	10.3	12.1	24.3	10.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△26,766	596,223	1,661,363	415,638
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	△349,792	△1,168,122	△198,247	△269,282
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	513,428	884,689	14,582	△464,288
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	—	2,976,494	3,288,749	4,766,466	4,448,619
従業員数 (名)	—	143	280	267	251
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〔—〕	〔38〕	〔31〕	〔27〕	〔19〕

- (注) 1 従業員数は就業人員であり、正社員です。また、休職者を含みます。臨時雇用者数は〔 〕内に嘱託契約の従業員及びアルバイトの年間の平均人員を外数で記載しております。
- 2 第20期は、子会社が存在しないため、連結財務諸表を作成しておりません。
- 3 第22期において、株式会社コマースニジュウイチ及び株式会社WC Aの株式を取得し連結対象となりましたが、第22期の連結会計年度末をみなし取得日としているため、両社の損益数値については連結されておられません。また、第22期において行った企業結合について、暫定的な会計処理を行っていましたが、第23期にその処理が確定したため、第22期の連結財務数値を遡及修正しております。
- 4 第24期において、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月	2022年 3 月
売上高 (千円)	5,044,483	4,926,431	4,830,027	5,564,130	2,827,549
経常利益 (千円)	582,215	524,424	430,963	903,709	418,131
当期純利益 (千円)	411,528	359,169	291,665	456,974	259,972
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	26,612	—	—	—	—
資本金 (千円)	523,328	523,328	523,328	645,728	768,128
発行済株式総数 (株)	10,327,200	5,161,298	5,161,298	5,398,967	5,636,636
純資産額 (千円)	1,462,504	1,353,590	1,504,747	2,076,018	1,974,093
総資産額 (千円)	3,979,665	4,421,615	5,881,043	6,961,255	6,122,327
1株当たり純資産額 (円)	283.36	283.53	315.22	414.27	392.55
1株当たり配当額 (円)	28.00	29.00	29.00	32.00	40.00
(1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益金額 (円)	79.73	69.86	61.10	94.98	51.70
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	65.68	50.77	79.56	46.81
自己資本比率 (%)	36.7	30.6	25.5	29.8	32.2
自己資本利益率 (%)	31.2	25.5	19.4	22.0	12.8
株価収益率 (倍)	12.6	11.8	15.3	25.7	27.8
配当性向 (%)	35.1	41.5	47.5	33.7	77.4
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	691,765	—	—	—	—
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△39,269	—	—	—	—
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△124,811	—	—	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	2,840,120	—	—	—	—
従業員数 (名)	143	143	151	139	104
〔ほか、平均臨時雇用人員〕	〔55〕	〔38〕	〔29〕	〔24〕	〔14〕
株主総利回り (%)	104.7	89.0	103.2	258.9	161.6
(比較指標: JASDAQ インデックス) (%)	(176.9)	(153.1)	(133.4)	(189.1)	(164.8)
最高株価 (円)	1,312	1,384	1,148	3,600	2,580
最低株価 (円)	745	620	739	870	1,222

(注) 1 従業員数は就業人員であり、正社員です。また、休職者を含みます。臨時雇用者数は〔 〕内に嘱託契約の従業員及びアルバイトの年間の平均人員を外数で記載しております。

2 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) におけるものです。

3 第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4 第21期から第24期は連結財務諸表を作成しているため、持分法を適用した場合の投資利益、営業活動によるキャッシュ・フロー、投資活動によるキャッシュ・フロー、財務活動によるキャッシュ・フロー、現金及び現金同等物の期末残高については、記載しておりません。

5 第24期において、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

2 【沿革】

年月	概要
1999年 2 月	インターネットを中心とした各種サービスの提供を目的として、東京都新宿区に資本金1,000万円で当社を設立
1999年 7 月	ショッピングカートサービス「ストアツール」提供開始
1999年 9 月	レンタルサーバー「サイトサーバ」提供開始
2000年 3 月	(株)大阪有線放送社(現 (株)USEN)と「ストアツール」「サイトサーバ」販売提携
2000年 6 月	ソニーコミュニケーションネットワーク(株)(現 ソニーネットワークコミュニケーションズ(株))、(株)ジヤングルと「ストアツール」「サイトサーバ」販売提携
2001年 2 月	(株)日本レジストリサービスと業務提携
2001年 9 月	(株)大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場(現 JASDAQ(スタンダード)市場)に上場
2002年 3 月	メルボルン I T 社〔豪国〕と業務提携
2003年 6 月	商号を「(株)イーストアー」から「(株)Eストア」に変更
2004年 7 月	(株)テレウェイヴ(現 (株)アイフラッグ)と業務・資本提携
2005年 6 月	コマースリンク(株)と業務提携
2005年 7 月	事業拡大及び業務効率化を図るため、東京都港区に本店移転
2005年11月	ヤフー(株)と業務提携 (株)カカコムと業務提携
2006年 1 月	独自ドメインネットショップ総合支援サービス「ショップサーバ」提供開始
2006年11月	商品検索サイト「ショッピングフィード」提供開始
2007年 5 月	レンタルサーバー「サイトサーバ2」提供開始
2007年12月	ベトナム・ホーチミン市にシステム開発拠点を開設
2010年10月	Googleショッピングとパートナー契約開始
2011年 9 月	Google AdWords Premier SME Partner プログラム(PSP)パートナーに認定
2012年 7 月	札幌市に事業拠点としてコールセンター「札幌マーケティングファクトリー」を開設
2015年 1 月	事業拡大のため「札幌マーケティングファクトリー」を拡張移転
2016年 8 月	ショップサーバがAmazon Payに対応
2017年 3 月	ショップサーバにビットコイン決済を標準搭載 12,500店舗に提供
2017年 7 月	ABテストツール「Eストアコンペア」提供開始
2017年 9 月	メールマーケティングツール「Eストアクエリー」提供開始
2020年 1 月	(株)コマースニジュウイチを連結子会社化
2020年 3 月	(株)ウェブクルーエージェンシーを連結子会社化(2021年 9 月 (株)WCAに社名変更)
2020年 9 月	当社及び(株)ウェブクルーエージェンシーがグループ連携強化のため東京都港区虎ノ門に本店移転
2020年10月	(株)コマースニジュウイチが東京都港区西新橋に本店移転
2020年11月	中期経営計画を発表
2021年 4 月	(株)コマースニジュウイチが新たなECプラットフォームサービス「ECo2(エコツー)」提供開始
2021年 5 月	ショップサーバが「3Dセキュア2.0」に対応
2021年 7 月	(株)アーヴァイン・システムズを連結子会社化
2022年 4 月	東京証券取引所の市場区分の見直しにより、JASDAQスタンダード市場からスタンダード市場に移行

3【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社4社並びに関連会社4社（うち、持分法適用会社3社）の計9社で構成されています。当社グループは、大企業から中小企業まで幅広くECを総合的に支援するサービスを展開しており、主に「ECシステム」、「決済サービス」、「マーケティングサービス」をドメイン事業として展開しております。

主なEC総合支援サービス

提供する主なサービス	主なサービス主体
中小企業向けECシステム	(株) Eストアー
大企業向けECシステム	(株) コマースニジュウイチ
決済サービス	(株) Eストアー
マーケティングサービス	(株) Eストアー (株) WCA

<サービス概要>

中小企業向けECシステムは、開店、運営に必要な店舗ページ、ドメイン、メールから各種決済機能の提供、並びに受注や顧客管理等がひとつになったクラウド型のECシステムを提供しております。

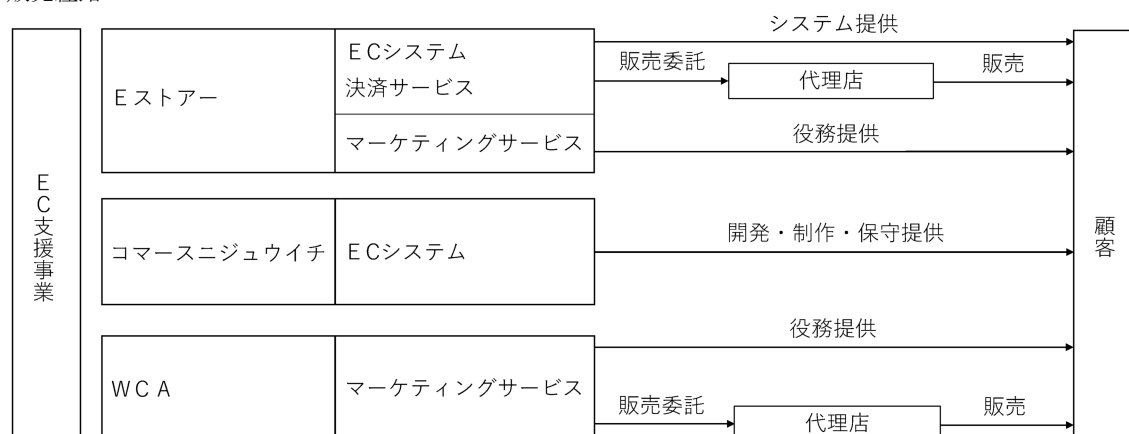
大企業向けECシステムは、拡張性の高さを求める大企業のニーズに柔軟に対応できる、本格的なECサイトの構築・運用をトータルのサポートするパッケージ型のECシステムとして提供しております。

決済サービスは、中小企業向けECシステムに標準搭載し、クレジットカード決済、Amazon Pay、PayPay、後払い決済、コンビニ決済など、EC決済において必要な決済を一括で提供しております。また、PCIDSS（カード情報セキュリティの国際統一基準）に準拠し、安心のセキュリティにて提供しております。

マーケティングサービスは、クライアントのEC業務を代行支援しております。顧客企業のEC売上利益拡大および運営効率改善等、その効果を得るための企画戦略と、それに必要となる調査分析が含まれており、常に改善を繰り返します。具体的なサービス内容としては、ページ制作や集客のための広告宣伝、リピートのためのメルマガ、物流に関わる倉庫や配送アレンジ等を提供しております。また、顧客企業に顧客資産を有効活用いただくための提案（OMO施策の推進）を強化しております。

当社のサービスの販売経路は下記のとおりです。

<販売経路>



4【関係会社の状況】

関係会社は次のとおりであります。

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱コマースニジュウイチ	東京都港区	200	ECサイト構築 ソフトウェア 開発・販売	100.0	当該会社に対する議決権を保有 役員の兼任あり
(連結子会社) ㈱WCA (注) 3	東京都港区	30	広告代理事業	100.0	当該会社に対する議決権を保有 役員の兼任あり
(連結子会社) ㈱クロストラスト (注) 4	北海道 札幌市中央区	50	SSL証明書発行事業	100.0	当該会社に対する議決権を保有 SSL証明書発行委託 役員の兼任あり
(連結子会社) ㈱アーヴァイン・システムズ (注) 1	東京都品川区	3	ソフトウェア 開発	50.2	当該会社に対する議決権を保有
(持分法適用関連会社) ECH㈱ (注) 2	東京都目黒区	74	情報通信システムの企画、 開発、設計及び運用ほか	30.1	当該会社に対する議決権を保有
(持分法適用関連会社) ㈱ポイントラグ	東京都渋谷区	10	書籍等の斡旋、フリペーパーの配布、 イベント企画ほか	49.5	当該会社に対する議決権を保有
(持分法適用関連会社) FPC㈱	静岡県静岡市	75	イベント企画、スポーツ 選手のマネジメントほか	34.6	当該会社に対する議決権を保有 業務の受託あり
その他 1 社					

(注) 1 当社は、2021年7月12日付で株式会社アーヴァイン・システムズの株式50.2%を取得しております。

2 株式会社ECホールディングスは、2021年8月1日付でECH株式会社に社名変更しております。

3 株式会社ウェブクルー・エージェンシーは、2021年9月28日付で株式会社WCAに社名変更しております。

4 当社は、2022年5月31日に株式会社クロストラストの全株式をクロスモバイル株式会社へ譲渡しております。
これに伴い役員の兼任を解除（退任）しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

当社グループの事業は、「E C 事業」の単一セグメントであるため、区分表示は行っておりません。

2022年3月31日現在

従業員数(名)	
251	[19]

(注) 1 従業員数は就業人員であり、正社員です。また、休職者を含みます。

2 臨時雇用者数は〔 〕内に嘱託契約の従業員及びアルバイトの年間の平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の状況

2022年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
104 [14]	36.2	5.8	5,322

(注) 1 従業員数は就業人員であり、正社員です。また、休職者を含みます。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 臨時雇用者数は〔 〕内に嘱託契約の従業員及びアルバイトの年間の平均人員を外数で記載しております。

4 当社の事業は単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループには労働組合は結成されていませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

(1) 会社の経営方針

当社グループは、E C（電子商取引）の成長と発展に寄与することを経営方針としており、特に顧客の自社E Cサイトの構築と運営を総合的に支援することを事業ドメインとしています。

自社E Cサイトの運営企業及び利用するユーザーへ、満足度の高いサービスを提供するとともに、インターネットインフラ事業者としての役割を果たすことで、当社グループの企業価値最大化を目指します。

(2) 経営環境

国内のB to C-E C市場規模は経済産業省の統計資料によると2020年では約19.3兆円と前年の19.4兆円とほぼ横ばいになりました。E C化率（すべての小売取引の内、電子商取引が占める割合）は、2020年で8.08%と前年比1.32ポイント増加していますが、国際的にまだまだ低い水準にあるため、国内のB to C-E C市場は今後も継続して成長すると考えております。そこに国家レベルでもデジタル社会の推進（予算減と人口減への対応）が重なるため、E Cは、D Xの中心的存在とも言え、中長期的な成長が期待されています。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の長期化に対する懸念や企業活動の制約等により、個人消費全体では低調に推移していることから、景気動向においては不透明であるため、今後の事業展開に影響を及ぼす可能性が懸念されます。

(3) 対処すべき課題

大企業から中小企業まで幅広くE Cの総合支援を担う企業グループとして、事業環境の変化に柔軟に対応し、高付加価値な提案ができるグループ体制を構築することが、当社グループの対処すべき課題と認識しております。

既存事業の収益の拡大：

世の中が一斉にD X化を推進していく時代において、当社グループは、その中心に位置しているため、基本戦略は変えずに、グループシナジーを最大限に発揮し、E Cシステム、決済サービス、マーケティングサービス、を軸とした総合的な提案により、高いクオリティかつ迅速なE C支援事業を展開していきます。特に、企業に顧客資産を有効活用いただくための提案（OMO施策の推進）を強化するとともに、E Cシステムの機能強化に積極的に取り組み、競争力の向上に努めてまいります。

新規事業および新商品開発による収益基盤の拡大：

当社グループは、急激な事業環境の変化に対応し、更なる収益拡大を図るために、主力事業のブランド力、顧客基盤及び運営ノウハウを生かした新規事業への参入やシナジー効果の高い企業等と連携し、収益モデルの拡大を図ってまいります。また、秀逸な商品やコンテンツ、多くの顧客等を有しながらも、投資資金とE Cノウハウの不足によりチャンスを逃している企業に対し、当社グループが主体となって運営するH O I（ハンズオンインキュベーション）事業を開始しました。様々な優良企業との資本業務提携を進めてまいります。

人材の採用と育成：

当社グループが、今後更に事業を拡大していくためには、優秀な人材確保と育成が必要不可欠であると考えております。特に技術者の採用においては、他社との獲得競争が更に激しさを増し、今後も安定した人材確保に多大な経営努力を続けていかなければなりません。そこで従前よりシステム開発業務を委託していました株式会社アーヴァイン・システムズを2021年7月よりグループ会社を迎え当社グループの開発力を速やかに強化することが可能となりました。当社グループとしましては、採用市場における認知度向上や社内教育、人事制度の整備等の人材投資に積極的に取り組んでまいります。

2【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業の展開上、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は当社株式への投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、ご注意ください。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、不確実性を内在していることから、実際の結果と異なる可能性があります。

(1) 事業環境について

① EC市場について

当社グループは、大企業から個人事業主まで、幅広い層をターゲットとして、EC（電子商取引）を行うための各種サービスを提供しております。EC市場は、引き続き堅調に推移しており、市場動向の見極めや情報収集に努めてまいりますが、拡大に伴い、安定性・信頼性が損なわれるなどの弊害の発生、法的規制の導入などの要因により、インターネット利用者数やECの市場規模が順調に成長しないおそれがあります。その場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② EC市場での競合について

EC市場においては、ネットショップASPサービスや決済代行サービス等の分野において、機能競争、価格競争が活発化しております。今後につきましては、引き続き創業以来培ってきたノウハウを生かし、サービスの機能強化等に取り組んでまいりますが、当社グループと同様のサービスを提供する事業者の参入の増加や、資本力、ブランド力、技術力を持つ大手企業の参入、競合他社の価格競争力、サービス開発力の強化、又は全く新しいビジネスモデルや技術によるサービスを提供する事業者の参入などにより、サービス内容や価格等に優位性がなくなった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ インターネット広告市場について

インターネット広告市場は、近年インターネットの普及により、急速に拡大してまいりました。しかしながら今後、データ制限や法的規制の流れが世界的に加速する中で、インターネット広告市場が順調に成長しないおそれがあります。また、広告ビジネスは景気の影響を受けやすく、特に不景気になった場合、広告主の収益悪化に伴い、広告需要が減退し、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ インターネット広告市場での競合について

インターネット広告市場には、既に複数の競合事業者が存在しております。また、市場の拡大に伴い、新たな競合事業者の参入も予想されます。このため、引き続き顧客ニーズに対応したサービスの開発等を進めて他社との差別化を図っておりますが、競合事業者によるサービス改善、新しいビジネスモデルの登場、競合事業者の一層の増加、資本力・ブランド力・技術力を持つ大手企業の参入等により、サービスが競争力を失った場合等には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 技術革新について

インターネット業界は、技術の進歩が著しく、新技術、新サービスが常に生み出されており、それらの情報収集、開発に努めてまいりますが、今後、想定しない新技術、新サービスの普及等により事業環境が変化した場合には、必ずしも迅速に対応できないおそれがあり、また、新技術、新サービスに対応するための仕組みの変更や費用の支出を余儀なくされるなど、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 事業への投資

企業のDX投資の推進により、市場環境の拡大傾向は今後も継続すると思われます。その中心にあるECの中でも、秀逸な商品やコンテンツ、多くの顧客等を有しながらも、投資資金とECノウハウの不足によりチャンスを逃している企業に対し、当社グループが主体となって運営するHOI事業（ハンズオンインキュベーション）への投資を積極的に進める方針でおります。これらの投資は、業績を鑑み、適切な範囲で行っておりますが、投資とそれによる効果が計画通りに進捗しない場合、投資した資金を回収できず、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業内容について

① 情報セキュリティについて

当社グループは、ハッカー等の第三者からのサーバー等への侵入に対して、ネットワーク監視システムなどで常時モニタリングを行い、データの送受信には暗号化を行うなどのセキュリティの強化に尽力しております。しかしながら、ハッカー等による顧客及び購入者等の個人情報、その他の重要な情報を不正に入手される可能性は否定できません。このような事態が生じた場合には、法的責任の追求や企業イメージの悪化等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② システムトラブルについて

当社グループは、常に安定したサービスを提供し続けられるシステムの構築に努めております。また、サーバー等の保管につきましては、外部のデータセンターを利用することにより、安全性の確保に努めております。しかしながら、自然災害、事故等による通信ネットワークの切断、急激なアクセスの増大によるシステムの不具合、ハードウェアの故障、各種作業における人為的ミス等によるサービスの停止、中断の可能性は否定できません。このような事態が生じた場合には、法的責任の追求や企業イメージの悪化等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 個人情報保護について

当社グループは、各種サービスの提供過程において、それぞれのサービス提供に必要となる個人情報を取得しております。その結果、当社グループは個人情報取扱事業者としての義務を課されており、個人情報保護規程の制定、遵守とともに、社員教育のための啓蒙活動の実施、システム面のセキュリティ向上策としての「プライバシーマーク」の取得等、その適切な取り扱いに尽力しております。しかしながら、情報の外部流出や悪用等のトラブルが発生した場合には、法的責任の追求や企業イメージの悪化等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 主要取引先との協業関係について

当社グループの事業において、三菱UFJニコス株式会社及び株式会社ジェーシービーは、重要な取引先であり、現在も良好な関係を保っておりますが、今後、両社の事業戦略の変更等により、契約について、不利な契約内容変更や、更新の拒絶を求められる可能性があり、その場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 特定取引先への高い依存度について

当社グループの事業では、リスティング広告の販売を行うにあたり、ヤフー株式会社及びGoogle Inc.の正規代理店となっております。当該事業において、両社のサービスに対する売上高の割合は、突出して高い状況にあります。これは、現在のリスティング広告市場が両社により寡占状態にあることに起因しております。当社グループは両社と良好な関係を保っており、代理店契約も継続する予定ではありますが、両社の経営戦略の変更等により、代理店契約について、不利な契約内容変更や、更新の拒絶を求められる可能性があり、その場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ プロジェクト管理について

当社グループでは、大型ECシステムの受託開発業務を行っております。これらの業務の案件では、品質、期間、コスト、リスクコントロールの観点からプロジェクト管理を行っておりますが、計画どおりの品質を確保できない場合や、当初想定した期間内に完了しないことにより想定以上の追加費用を要する場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。このため、一定規模以上の開発案件の受託においては、見積提出前に経営層による討議・決定を行うとともに、受注後においても経営層とプロジェクト管理組織が連携して、案件の事前審査、進捗・採算状況等のモニタリング管理を実施し、リスク低減を図っております。

(3) 知的財産権について

独自開発のシステムやビジネスモデルに関して、特許権や実用新案権などの対象となる可能性のあるものについては、その取得を目指して対応する方針ですが、現在、当社グループの主要なサービスのシステムやビジネスモデルについては、技術的、ビジネス的に特許には該当しないものと判断しており特許出願等を行っていません。今後において、当社グループのサービスに採用されている手法・仕組みの全部又は一部が、今後成立するビジネスモデル特許と抵触する可能性は否定できません。このような場合には、法的な紛争が生ずること、サービスの手法・仕組みの変更を余儀なくされること、又はロイヤリティの支払い等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 投融資について

サービス販売等に関わる業務を有利に行うこと、また、資金の効率的な運用を目的として、投融資を行っています。今後も、他の事業者のノウハウ獲得や、業務提携、資金運用を目的として、必要に応じて投融資を行い、事業の拡大を図る方針です。その際の投融資額につきましては、現在の事業規模と比較して多額となる可能性があり、当社グループの財務状況など経営全般にわたるリスクが拡大する可能性があります。また、投融資先の経営成績又は財政状態の推移によっては、投融資額を回収できない可能性もあり、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) コンプライアンスについて

① 法的規制等について

事業を運営するにあたり様々な法令、規制等の適用を受けており、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」、「特定商取引に関する法律」、「消費者契約法」、「古物営業法」、「資金決済に関する法律」、「電気通信事業法」、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」、「下請代金支払遅延等防止法」等の各種法令や、監督官庁の指針、ガイドライン等の予期せぬ制定や改正により、当社グループの事業が新たな規制を受け、または既存の規制が強化された場合には、事業運営に制限を受ける等、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 訴訟について

事業を展開する上では、システム障害、インターネットにおけるトラブル、個人情報への不適切な取り扱い、知的財産権の侵害、投融資等に起因する様々な訴訟や請求の可能性を否定できず、その内容及び結果によって、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、過去において、当社グループの事業及び業績に影響を与える訴訟は発生しておりません。

(6) 災害等について

地震、火山噴火、台風、洪水、津波等の自然災害、火災、停電、テロ、戦争、新型コロナウイルス感染症をはじめとする伝染病の蔓延その他の要因による社会的混乱等が発生した場合に備え、事業継続計画の策定を推進する、テレワークができる体制を整備する等、有事の際の対応策を事前に検討しておりますが、これらの災害等による影響を完全に防止または軽減できず、サービスが一時停止する等、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。なお、当社グループの主要な事業所は東京都に集中しており、同所において前述の災害等が発生した場合には、サービスの一時停止等の影響に加え、事業の継続自体が不可能になる等、当社グループの事業及び業績に特に深刻な影響を及ぼす可能性があります。また、災害等の発生によって、電力その他のエネルギーの使用制限による社会インフラ能力の低下、物流の混乱、個人消費意欲の低下等の副次的な影響により、顧客であるネットショップの売上高減少による手数料収入の減少、また広告主の収益悪化に伴う広告需要減退による広告取扱高の減少につながる可能性があります。当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 事業体制について

① グループ経営について

当社は、2019年3月期第2四半期より四半期連結財務諸表を作成し、連結グループ経営を開始しております。当社グループは、連結子会社についてその運営にあたり、適切な管理及び支援を行っております。しかしながら、連結子会社への管理及び支援が適切に行われず、当該連結子会社の業績の悪化や不祥事等が発生した場合、支援費用の発生や企業イメージの悪化等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 事業の拡大に伴う内部管理体制の充実について

新たな事業分野に進出し、事業拡大を図るに伴い、適正な連結財務諸表の作成、内部統制の徹底、コンプライアンス対策の強化等、当該事業拡大を支える内部管理体制の充実に努めております。しかしながら、体制の整備が事業の拡大に追い付かず、内部管理体制が不十分になり、不祥事等が発生した場合、当社グループへの法定責任の追及や企業イメージ悪化等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 人材の確保及び育成について

今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えております。特にE C総合支援事業の拡大・成長させていくためのスキルを有する人材の確保に努めるとともに、教育体制の整備を進め人材の定着と能力向上に努める所存であります。しかしながら、当社グループの求める人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、経常的な業務運営に支障が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 特定人物への依存について

代表取締役C E Oである石村賢一は、当社の創業者であるとともに、大株主であり、経営方針や事業戦略の決定をはじめ、新規事業や新サービスの企画、立案、販売及び業界交流等各方面において重要な役割を果たしております。当社グループは、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めるとともに、人材育成や外部からの人材の確保等により権限の委譲を進めておりますが、何らかの理由により同氏が退任するような事態が生じた場合は、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりです。

①経営成績の概況

当連結会計年度は、売上高5,746百万円（参考 前年度比6.1%増）、営業利益1,051百万円（同16.0%増）となりました。EC消費は年度を通じて堅調に推移し、また企業の旺盛なDX投資需要を的確に捉え、当社グループの収益は順調に推移しました。この市場環境の拡大傾向は今後も継続すると思われます。

子会社の株式会社コマースニジュウイチが提供する大型EC向けのシステムに対する需要は依然として強く、特に既存顧客からの継続的な受注に恵まれ、当社グループ業績を牽引しました。次年度も同様の需要が期待できる状況です。決済サービスにつきましてもEC消費の底堅さを表す結果となりました。上半期は前年度のコロナ特需の反動で、やや低調に推移しましたが、下半期に入り前年同期を上回る状況となり、この傾向は次年度も継続する見込みです。一方、マーケティングサービスは、EC向けのネットプロモーションに軸足をシフトしたため、従前の一般的な広告代理店としての収益が減少しましたが、もともと収益性が低めの取引であるため、利益に与える影響は軽微に留まりました。

取引先にとって「顧客資産」の有効活用は重要な課題となっており、当社グループが提唱する「OMO施策の推進」に対する期待を実感する年度となりました。これらの市場ニーズの高まりに応えるべく、ECシステムの機能強化に積極的に取り組み、競争力の向上に努めました。当年度期中に新たに連結子会社となったソフトウェア開発会社（株式会社アーヴァイン・システムズ）もこれに寄与しました。

さらに、中期経営計画の一環に掲げるハンズオンDXへの先行投資を積極的に進め、秀逸な商品やコンテンツ、多くの顧客等を有しながらも、投資資金とECノウハウの不足によりチャンスを逃している企業に対し、当社グループが主体となって運営するHOI（ハンズオンインキュベーション）事業を開始し、次年度以降の収益に貢献する予定です。

営業外損益及び特別損益につきましては、当年度は特筆すべき事象はございません。これらの結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、677百万円（同40.3%増）となりました。

（参考）主な収益モデル別の売上高

（単位：百万円、%）

	前連結会計年度 ※1	当連結会計年度	増減率
ECシステム	3,900	4,293	+10.1%
決済サービス	835	854	+2.2%
マーケティングサービス	678	599	- ※2
合 計	5,415	5,746	+6.1%

※1 当年度より収益認識に関する会計基準等を適用しておりますが、ご参考として前年度に同基準を適用した場合（但し、監査法人による監査を受けておりません。）の数値を記載しております。代理人として行われる取引を総額表示から純額表示に組み替えたものとなります。また、当社グループの事業は単一セグメントであり、従前は「その他」としていた内訳をマーケティングサービスに含めて集計しております。

※2 マーケティングサービスの売上高の減少は、前年度に比べ純額表示にすべき取引が増加したことが影響しております。そのため当区分における前年度比較の困難さを考慮して増減率の記載を控えました。

②財政状態の概況

（資産）

当連結会計年度末の総資産は、前年度末から392百万円減少し8,211百万円となりました。現金及び預金が317百万円減少したほか、売掛金が353百万円減少しましたが、その一方で投資有価証券が198百万円増加しました。なお、現預金残高4,450百万円には、決済サービスにおける顧客の回収代金（流動負債の預り金残高2,209百万円）が含まれており、前年度末に比べ318百万円減少しております。

(負債)

当連結会計年度末の負債合計は、前年度末から838百万円減少し5,421百万円となりました。仕入の一部について一時的に支払方法を変更したため買掛金残高が381百万円減少したほか、決済サービスにおける顧客の回収代金（預り金）が、前年度はコロナ禍により期末にE C消費が急伸したことの反動で318百万円減少しました。また、新株予約権付社債の株式転換が生じたため、同社債残高が244百万円減少しました。

(純資産)

当連結会計年度末の純資産は、前年度末から445百万円増加し2,789百万円となりました。自己株式を491百万円取得したことが減少要因となりましたが、利益剰余金が537百万円増加するとともに、新株予約権付社債の株式転換により資本金122百万円及び資本剰余金135百万円が増加しました。

③キャッシュ・フローの概況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）の残高は、前年度末に比べ317百万円減少の4,448百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローは次のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動による資金の増加は、415百万円となりました。前年度は1,661百万円の資金の増加を記録しましたが、これはコロナ禍の影響でE C消費の一部に特需が生じたことによります。前年度は預り金残高が672百万円の増加となりましたが、当年度はその反動で預り金残高が319百万円の減少となりました。また、買掛金の一部については、支払サイトが一時的に短縮されたことによって仕入債務が384百万円の減少となりました。このほか、法人税等の支払額が405百万円に増加したことが、営業活動による資金増を抑える要因となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動による資金の減少は、269百万円となりました。主な減少要因は、投資有価証券の取得による支出120百万円、無形固定資産の取得による支出114百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動による資金の減少は、464百万円となりました。増加要因は、長期借入れによる収入300百万円であり、主な減少要因は、自己株式の取得による支出491百万円、1年内返済予定の長期借入金の返済による支出169百万円、配当金の支払額159百万円によるものです。

④生産、受注及び販売の実績

当社グループは、インターネット上での各種サービスの提供を行っており、受注生産販売の形態をとらないサービスも多いため、生産、受注及び販売の規模を金額あるいは数量で示すことはしておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりです。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものです。

①重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づいて作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、資産、負債、収益及び費用の計上額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

イ 繰延税金資産

繰延税金資産については、将来の課税所得等を検討し、全額が回収可能と判断し資産計上しております。しかしながら、将来の課税所得等を検討し、繰延税金資産の全部または一部を将来回収できないと判断した場合、繰延税金資産に対する評価性引当額を計上する可能性があります。

また、法人税率が変更になった場合、連結貸借対照表に計上する繰延税金資産の計上額が変動する可能性があります。

ロ ソフトウェアの減損

ソフトウェアについては、将来の収益獲得または費用削減が確実であると認められたものを資産計上しております。しかしながら、計画の変更、使用状況の見直し等により収益獲得または費用削減効果が損なわれた場合には、ソフトウェアについて減損が必要となる可能性があります。

ハ 有価証券の減損

市場価格のない株式等以外の有価証券については、時価が期末簿価に比べて50%以上下落している場合には、原則として減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回復可能性があるとして総合的に判断した場合を除いて減損処理を行っております。また、市場価格のない株式等の有価証券については、実質価額が期末簿価に比べて50%以上下落している場合には、回復可能性があるとして総合的に判断した場合を除いては減損処理を行っております。しかしながら、将来の市況悪化等により現在の帳簿価額に反映されていない損失が発生した場合、有価証券の減損が必要となる可能性があります。

ニ のれん及び顧客関連資産の減損

のれん及び顧客関連資産については、その効果が及ぶ期間（20年以内）での償却を行い、四半期毎の減損の兆候の有無を確認しております。

減損の兆候が認められた場合、減損損失の認識の判定は、各資産グループの合理的な予算及び事業計画に基づく将来のキャッシュ・フローの見積りや割引率によって見積りをしております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した将来キャッシュ・フローや割引率と異なった場合、翌連結会計年度及び連結財務諸表において、のれん及び顧客関連資産の減損会計に重要な影響を与える可能性があります。

ホ 関係会社株式の減損

関係会社株式の超過収益力を反映した実質価額は、各関係会社の合理的な予算及び事業計画に基づく将来キャッシュ・フローの見積りや割引率によって見積りをしております。

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した将来キャッシュ・フローや割引率と異なった場合、翌事業年度の財務諸表において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

②当連結会計年度の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容については、「第2事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」に記載の通りです。

③経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2事業の状況 2. 事業等のリスク」に記載の通りです。

④資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、事業活動のために必要な資金の確保と流動性を維持するために、借入金や社債による資金調達を基本としております。

資本の財源についての分析は、「第2事業の状況 3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ③キャッシュ・フローの概況」に記載の通りです。

⑤経営者の問題意識と今後の方針について

当社グループの経営者の問題認識と今後の方針については、「第2事業の状況 1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の通りです。

4【経営上の重要な契約等】

(1) 業務提携契約

契約会社	契約締結先	契約品目	契約内容	契約期間
当社	三菱UFJニコス株式会社	包括代理 加盟店	当社顧客ウェブショップと信販会社間のクレジットカード決済事務代行に関する提携契約	2001年3月26日から 期間の定めなし
当社	株式会社ジェーシービー	包括代理 加盟店	当社顧客ウェブショップと信販会社間のクレジットカード決済事務代行に関する提携契約	2003年4月15日から 期間1年の自動更新

(2) その他の契約

当社は、当社の連結子会社である株式会社クロストラストの全株式をクロスモバイル株式会社に譲渡する株式譲渡契約を2022年4月28日に締結し、2022年5月31日付で株式を譲渡いたしました。詳細は、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な後発事象) に記載のとおりであります。

5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度の設備投資の総額は149,482千円でした。主な設備投資は、サービス提供用のソフトウェア開発62,891千円です。なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

また、当社グループはE C事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。以下、各項目についても同様です。

2【主要な設備の状況】

(1)提出会社

2022年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
		建物	工具、 器具及び 備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都港区)	事務業務 サーバー等	91,747	24,505	23,370	139,623	93 [4]
札幌支社 (北海道札幌市中央区)	事務業務	3,212	1,830	—	5,043	9 [9]
大阪支社 (大阪府大阪市中央区)	事務業務	7,161	437	—	7,599	1
福岡支社 (福岡県福岡市博多区)	事務業務	10,760	189	—	10,949	1
その他国内 データセンター等	サーバー等	—	28,637	14,462	43,100	—
合計		112,882	55,600	37,832	206,315	104 [14]

(注) 1 従業員数は就業人員であり、正社員です。また、休職者を含みます。

2 臨時雇用者数は〔 〕内に嘱託契約の従業員及びアルバイトの年間の平均人員を外数で記載しております。

(2)国内子会社

2022年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	工具、 器具及び 備品	ソフト ウェア	合計	
株式会社コマース ニジュウイチ	本社 (東京都港区)	事務業務 サーバー等	70,572	15,328	64,364	150,266	77
株式会社WCA	本社 (東京都港区)	事務業務	—	3,762	2,196	5,958	53 [5]

(注) 1 従業員数は就業人員であり、正社員です。また、休職者を含みます。

2 臨時雇用者数は〔 〕内に嘱託契約の従業員及びアルバイトの年間の平均人員を外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資計画については、今後1年間の景気予測、業界動向、投資効率等を勘案して策定しております。なお、2022年3月31日現在における重要な設備の新設計画、改修計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	41,308,800
計	41,308,800

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数(株) (2022年3月31日)	提出日現在発行数(株) (2022年6月30日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	5,636,636	5,636,636	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード) (事業年度末現在) スタンダード市場 (提出日現在)	単元株式数は100株
計	5,636,636	5,636,636	—	—

(注) 提出日現在の発行数には、2022年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

決議年月日	2018年11月8日
新株予約権の数（個）	25
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	732,731（注）2
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,030（注）3
新株予約権の行使期間	自 2018年11月29日 至 2023年11月28日（注）4
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,030 資本組入額 515（注）5
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は、会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより、本新株予約権又は本社債の一方のみを譲渡することはできない。
代用払込みに関する事項	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は当該本社債の額面金額と同額とする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）6
新株予約権付社債の残高（千円）	510,000

（注）1. 当事業年度の末日（2022年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2022年5月31日）にかけて変更された事項がないため、提出日の前月末現在における記載を省略しております。

2. 本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数は、同時に行使された本新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とします。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算します（当社が単元株制度を採用している場合において、本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てて）。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てます。

3. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

（1）本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

（2）本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

（3）各本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、1,030円とする。なお、転換価額は以下、①から⑤に定めるところに従い調整されることがある。

① 転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、②に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- ② 転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 時価 (③(ii)に定義される。)を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合 (但し、下記(ii)の場合、新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の株式分割又は無償割当をする場合

調整後の転換価額は、当該株式分割又は無償割当により株式を取得する株主を定めるための基準日 (基準日を定めない場合は、効力発生日)の翌日以降これを適用する。

(iii) 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式、取得条項付株式若しくは取得条項付新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合、又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権 (新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利を発行する場合。なお、新株予約権無償割当て (新株予約権付社債を無償で割り当てする場合を含む。以下同じ。)は、新株予約権を無償発行したものとして本(iii)を適用する。調整後の転換価額は、発行される株式又は新株予約権その他の証券又は権利 (以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で取得又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日又は払込期間末日の翌日以降、また、当該募集において株主に割り当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日 (基準日を定めない場合は、その効力発生日)の翌日以降これを適用する。但し、本(iii)に定める取得請求権付株式等が当社に対する企業買収の防衛を目的とする発行である旨を、当社が公表のうえ本新株予約権付社債権者に通知したときは、調整後の転換価額は、当該取得請求権付株式等について、当該取得請求権付株式等の要項上、当社普通株式の交付と引換えにする取得の請求若しくは取得条項に基づく取得若しくは当該取得請求権付株式等の行使が可能となった日 (以下「転換・行使開始日」という。)の翌日以降、転換・行使開始日において取得の請求、取得条項による取得又は当該取得請求権付株式等の行使により当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出してこれを適用する。

(iv) 上記(i)乃至(iii)の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記(i)乃至(iii)にかかわらず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

③ (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日 (但し、②(iv)の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値 (終値のない日を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

(iii) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に②又は④に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。

(iv) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用するものとする。

④ ②の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

(i) 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

(ii) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

(iii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

⑤ ①から④により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

4. 本新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、2018年11月29日から2023年11月28日までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

(1) 当社普通株式に係る株主確定日（会社法第124条第1項に定める基準日をいう。）及びその前営業日（振替機関の休業日でない日をいう。）

(2) 振替機関が必要であると認めた日

(3) 組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

5. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

(1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

(2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

6. 当社による組織再編行為の場合の承継会社による新株予約権付社債の承継

当社が組織再編行為を行う場合は、本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本新株予約権の所持人に対して、当該本新株予約権の所持人の有する本新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、(1)から(10)に掲げる内容のもの（以下「承継新株予約権」という。）を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本要項の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

(1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本新株予約権の数と同一の数とする。

(2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

(3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は(注)3.(3)①から⑤と同様の調整に服する。

① 合併、株式交換又は株式移転の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

② その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、(注)

4. に定める本新株予約権の行使期間の満了日までとし、(注) 4. に準ずる制限に服する。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

本号に準じて決定する。

(10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て、現金による調整は行わない(承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。)。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

7. 本社債の償還の方法及び期限

本社債は、2023年11月29日(償還期限)にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。但し、一定の場合に繰上償還の定めがある。

8. 買入消却

(1) 当社及びその子会社(下記(3)に定義する。)は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

(2) 当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により(当社の子会社が買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後)、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。

(3) 「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2018年8月31日(注1)	△5,165,902	5,161,298	—	523,328	—	—
2021年2月2日(注2)	237,669	5,398,967	122,400	645,728	122,400	122,400
2021年5月18日(注3)	237,669	5,636,636	122,400	768,128	122,400	244,800

(注)1 2018年8月31日付で自己株式の消却5,165,902株を行っております。

2 2021年2月2日付で転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使があり、発行済株式総数および資本金、資本準備金が増加しております。

3 2021年5月18日付で転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使があり、発行済株式総数および資本金、資本準備金が増加しております。

(5)【所有者別状況】

2022年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の 状況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計
					個人以外	個人		
株主数(人)	—	3	18	49	22	8	6,527	6,627
所有株式数 (単元)	—	476	2,748	20,169	3,443	45	29,462	56,343
所有株式数 の割合(%)	—	0.84	4.87	35.79	6.11	0.07	52.29	100.00

(注) 自己株式607,802株は、「個人その他」に6,078単元、「単元未満株式の状況」に2株含まれております。

(6)【大株主の状況】

2022年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社ユニコム	東京都港区南青山5丁目4-30	1,801,000	35.81
株式会社ワンド	東京都港区南青山5丁目4-30	154,000	3.06
石村賢一	東京都港区	150,000	2.98
ビービーエイチ フィデリティ ピューリタン フィデ リティ シリーズ インタリニシク オポチュニティ ズ ファンド (常任代理人:株式会社三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	150,000	2.98
岡三証券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目17-6	121,200	2.41
ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライ スド ストック ファンド (プリンシパル オールセ クター サポートフォリオ) (常任代理人:株式会社三菱UFJ銀行)	245 SUMMER STREET BOSTON, MA 02210 U.S.A. (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	99,189	1.97
山沢 滋	東京都渋谷区	71,100	1.41
鈴木 智博	石川県金沢市	60,000	1.19
GMOクリック証券株式会社	東京都渋谷区道玄坂1丁目2番3号	58,700	1.16
柳田 要一	東京都港区	57,500	1.14
計	—	2,722,689	54.14

(注)1. 上記のほか、2022年3月31日現在で当社所有の自己株式607,802株があります。

2. 株式会社ユニコムは、当社代表取締役である石村賢一が株式を保有する資産管理会社です。

3. 株式会社ワンドは、当社代表取締役である石村賢一の親族が株式を保有する資産管理会社です。

(7)【議決権の状況】

①【発行済株式】

2022年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 607,800	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,026,500	50,265	—
単元未満株式	普通株式 2,336	—	—
発行済株式総数	5,636,636	—	—
総株主の議決権	—	50,265	—

②【自己株式等】

2022年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社Eストアー	東京都港区虎ノ門 1-3-1	607,800	—	607,800	10.78
計	—	607,800	—	607,800	10.78

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
取締役会(2021年5月18日)での決議状況 (取得期間 2021年5月25日)	240,000	600,000
当事業年度前における取得自己株式	—	—
当事業年度における取得自己株式	240,000	491,760
残存決議株式の総数及び価額の総額	—	—
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	—	—
当期間における取得自己株式	—	—
提出日現在の未行使割合(%)	—	—

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	104	210
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り等による株式数は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	20,005	26,026	—	—
その他(注)	—	—	—	—
保有自己株式数	607,802	—	607,802	—

(注) 当期間における保有自己株式には、2022年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り等による株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様へ安定した利益還元を行うことを最重要課題のひとつと考えており、経営成績、財政状態、配当性向及び将来の事業展開のための内部留保の充実など、バランスを総合的に勘案して成果の配分を行うことを基本方針としています。

当社は、「剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。」旨を定款に定めています。

当社の剰余金の配当は、期末配当の年1回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当・期末配当ともに取締役会です。

当事業年度における剰余金の配当につきましては、上記方針に基づき、1株当たり40円としており、連結配当性向は29.7%となっています。

当社では、今後につきましても、基本方針に基づいた株主の皆様への積極的な利益還元を行っていきます。

内部留保資金につきましては、今後の事業展開への備えと資金獲得のための投資に使用していくこととしています。

なお、当社は中間配当を行うことができる旨を定めています。

(注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりです。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2022年5月25日 取締役会決議	201,153	40

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

当社は、コーポレート・ガバナンスを実効的に機能させるべく、今後も各種取組の検討及び実践を継続し、企業価値の向上を図ってまいります。

当社は、監査等委員会設置会社であり、構成員の全員を社外取締役とする監査等委員会を置き、複数の社外取締役の選任を通じて取締役会の監督機能を高めることによるコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図っております。

取締役会は、原則として毎月1回開催の定例取締役会に加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催し、情報の共有及び意思の疎通を図るとともに、取締役として取締役会に出席する監査等委員が取締役の業務執行の適正性を監査しております。

また、取締役及び各部門の責任者、常勤の監査等委員である取締役からなる会議を適宜開催し、各部門における業務執行の進捗状況について相互の共有化を図るとともに、業務執行上の諸課題についての協議・検討を重ねることで、的確かつ迅速に意思決定ができる体制の確立を図っております。

社外監査等委員：越後屋真弓、岩出誠、中村渡

社外監査等委員：岩出誠、中村渡

当社のコーポレートガバナンス体制の模式図は以下のとおりです。



③ 企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムといたしましては、内部統制システム構築の基本方針を定めているとともに、内部統制評価委員会を設置し、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等を目的とした整備を進めております。

また、内部統制システム構築の基本方針に従い、当社の役員及び従業員が職務を行う上での指針となる行動規範を定め、コンプライアンスの確保・公正な取引など企業倫理等に対する意識向上に努めております。

ロ リスク管理体制の整備状況

当社のリスク管理体制といたしましては、当社に係る組織横断的リスク状況及び全社的対応において、リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会が継続的にモニタリングを行い、顕在化したリスクに対して改善を実施し、当社の各部門所管業務に付随するリスク管理は担当部門が行っております。

また、当社は、新たに生じた損失の危険への対応が必要な場合は、速やかに対応責任者を定め、必要に応じて法律事務所など外部の専門家の助言を求め、分析及び対策を検討いたします。

ハ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務適正を確保するための体制については、「子会社及び関連会社管理規程」に従い、事業活動上の重要な事項について報告を求めるとともに、当社の承認を得ることとしております。また、当社は適正かつ円滑な連結会計処理を行うため、子会社に月次会計報告を求めるとともに、子会社の業務の適正を確保するため、内部監査を実施する体制を整備しております。

ニ 責任限定契約の概要

当社と社外取締役全員とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金50万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

ホ 取締役及び監査役の数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名以内とし、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款で定めております。

ヘ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。また、取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

ト 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、資本政策及び配当政策を機動的に行うことを目的とするものであります。

リ 取締役等の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
代表取締役 CEO	石 村 賢 一	1962年10月14日生	1986年4月 (株)アスキー入社 1988年10月 同社社長室 広報担当、事業開発担当部長 1990年12月 (株)アスキーエクスプレス設立 取締役企画部長 1991年12月 (株)アスキーエアーネットワーク設立 代表取締役 1994年10月 (株)アスキーネット 取締役 1996年7月 (株)アスキーインターネットサービスカンパニー 副事業部長 1998年6月 セコム(株)入社 ネットワークセキュリティ事業部 スーパーバイザー 1999年2月 当社設立 代表取締役 2001年12月 (株)インフォビュー 取締役 2004年11月 (株)パーソナルショップ設立 代表取締役 2005年8月 (株)ワイズワークスプロジェクト 取締役 2005年10月 (株)ユニコム設立 代表取締役(現任) 2006年7月 (株)E Cホールディングス(現 ECH(株)) 取締役 2021年6月 当社 代表取締役CEO(現任)	(注) 3	150,000
代表取締役 COO社長	柳 田 要 一	1963年3月13日生	1986年4月 (株)リクルート入社 2004年6月 (株)リクルート退社 2005年9月 当社 入社 2006年6月 当社 取締役 2009年6月 当社 最高情報責任者(現任) 2018年6月 当社 常務取締役 2021年6月 当社 代表取締役COO社長(現任) 2021年11月 (株)クロストラスト 代表取締役社長 2022年6月 (株)WCA 取締役(現任)	(注) 3	57,500
取締役	田 中 裕 之	1972年10月27日生	2000年5月 ラビットサイト(株)(現 GMOグローバルサイン・ ホールディングス(株)) 入社 2000年7月 (株)アイル(現 GMOグローバルサイン・ホールデ イングス(株)) 転籍 商品開発室長 2002年4月 同社 事業開発部部長 2003年3月 日本ジオトラスト(株)(現 GMOグローバルサイン (株)) 設立 取締役 2006年10月 Hosting&SECURITY Inc.(現 GMO-Z.com USA Inc.) 取締役 2010年8月 株式会社ワダックス(現 GMOグローバルサイ ン・ホールディングス(株)) 取締役 2010年9月 同社 リテール本部本部長 同社 リテール営業部部長 2013年2月 アマゾンジャパン(株)(現 アマゾンジャパン合 同会社) 入社 ハードライン事業本部DIY&工具事 業部 事業部長 2017年11月 当社 入社 2018年4月 当社 執行役員 2018年8月 (株)クロストラスト 監査役 2020年1月 (株)コマースニジュウイチ 代表取締役社長 (現任) 2020年3月 (株)ウェブクルーエージェンシー(現 (株)WCA) 取締役 2020年6月 当社 取締役(現任) 2020年12月 (株)クロストラスト 取締役	(注) 3	—
取締役	古 川 徳 厚	1981年5月1日生	2007年4月 マッキンゼー・アンド・カンパニー・インク・ ジャパン入社 2010年7月 アドバンテッジパートナーズ有限責任事業組合 (現 (株)アドバンテッジパートナーズ) 入社 2014年12月 (株)ビクセラ 取締役 2016年10月 (株)エムビーキッチン 取締役(現任) 2016年10月 J-FOODS HONG KONG LIMITED DIRECTOR アドバンテッジアドバイザーズ(株)出向 取締役 2018年1月 当社 社外取締役(現任) 2019年6月 当社 社外取締役(現任) 2019年10月 (株)ひらまつ 取締役 2020年3月 アークランドサービスホールディングス(株) 社 外取締役(現任) 日本パワーファスニング(株) 社外取締役(現任) 2020年6月 アドバンテッジアドバイザーズ(株) 取締役/パ ートナー(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	越 後 屋 真 弓	1965年8月29日生	1989年4月 青和特許法律事務所 入所 1990年4月 (株)アスキー 入社 1994年4月 FCBジャパン(株) 入社 1999年2月 当社 監査役 2000年6月 当社 取締役経営管理本部長 2005年6月 当社 退社 2005年11月 有限会社ティルハート設立 取締役(現任) 2017年4月 学校法人東海医療学園附属総合臨床センター 非常勤 2020年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)	(注) 4	3,600
取締役 (監査等委員)	岩 出 誠	1951年2月19日生	1977年4月 東京弁護士会登録 1986年5月 岩出綜合法律事務所開設 所長 (現 ロア・ユナイテッド法律事務所)代表パートナ ー(現任) 1995年6月 (株)ダイヤモンド・フリードマン社 (現 (株)ダイヤモンド・リテイルメディア) 監査役 1998年4月 東京簡易裁判所 民事調停委員 2000年3月 労働省労働基準局「社内預金に関する研究会」 専門委員 2000年9月 当社 監査役 2001年1月 厚生労働省 労働政策審議会 労働条件分科 会公益代表委員 2005年9月 (株)ドン・キホーテ 監査役 2006年4月 青山学院大学 客員教授就任 首都大学東京法科大学院(現 東京都立大学法 科大学院) 講師(労働法)就任(現任) 2007年4月 ドイト(株) 監査役 2008年4月 千葉大学法科大学院 客員教授(労働法)就任 2016年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2018年4月 明治学院大学大学院 客員教授就任(現任) 2022年1月 弁護士法人ロア・ユナイテッド法律事務所 代 表社員就任(現任)	(注) 4	25,200
取締役 (監査等委員)	中 村 渡	1966年4月25日生	1991年9月 アーサーアンダーセン会計事務所(現 有限責 任あずさ監査法人)入社 1995年1月 (株)マイツ(池田公認会計士事務所)入社 1995年7月 公認会計士登録 1996年1月 日本合同ファイナンス(株)(現 (株)ジャフコグル ープ(株))入社 ジャフコ公開コンサルティング(株)(現 ジャフ ココンサルティング(株))出向 1999年4月 同社 事業投資グループ 2000年12月 中村公認会計士事務所開設 所長(現任) 2004年6月 当社 監査役 2015年10月 当社 常勤監査役 2016年6月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任) 2019年2月 (株)エクスマーシオン 社外取締役(監査等委 員)(現任) 2019年3月 J－S T A R(株) 監査役(現任) 2021年3月 丸松物産(株) 社外取締役(現任)	(注) 4	400
計					236,700

(注) 1 取締役 古川徳厚氏は、社外取締役であります。

2 監査等委員である取締役 岩出誠、中村渡及び越後屋真弓の各氏は、社外取締役であります。

3 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

4 監査等委員である取締役の任期は、2022年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

- 5 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。補欠の監査等委員である取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
太田 諭哉	1975年12月16日生	1998年4月 安田信託銀行(株)(現 みずほ信託銀行(株))入行 2001年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入社 2005年2月 (有)スパイラル・アンド・カンパニー (現 (株)スパイラル・アンド・カンパニー) 代表取締役社長(現任) 2005年3月 公認会計士登録 太田諭哉公認会計士事務所(現 スパイラル共同公認会計士事務所)開業 2006年3月 税理士登録 2006年6月 税理士法人スパイラル設立 代表社員(現任) 2015年10月 当社 監査役 2017年11月 (株)ジンズ(現 (株)ジンズホールディングス) 社外監査役(現任) 2021年6月 (株)コマースニジュウイチ 社外監査役(現任)	(注)	—

(注) 補欠の監査等委員である取締役の任期は、就任した時から退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までであります。

② 社外役員の状況

当社は現在、取締役7名のうち4名が社外取締役であり、取締役(監査等委員である取締役を除く。)が1名、監査等委員である取締役が3名を選任しています。社外取締役である古川徳厚氏は社外取締役として数多くの投資先の経営に関与した経験及び経営者としての見識を、岩出誠氏は弁護士として会社法務・労務問題に豊富な知識・経験等を、中村渡氏は公認会計士として専門的な見地を、越後屋真弓氏はEC事業及び管理系業務に関する豊富な経験と知識を有しており、当社の監査・監督体制を活かしていただけるものと判断し、選任しております。

なお、当該社外取締役4名と当社の間には、人的関係、重要な取引関係及びその他の利害関係はないものと判断しております。また2022年3月31日時点において岩出誠、中村渡及び越後屋真弓の各氏は当社の株式を保有しておりますが、重要性はないと判断しております。

当社は、社外からの幅広い知見から適切な助言をいただくと共に、中立的・客観的視点から公平性を保ち適正な監視体制を構築するため、社外取締役を招聘しております。

当社において、社外取締役を選任するにあたり、独立性について特段の定めはありませんが、様々な分野に関する豊富な知識・経験を有し、中立的・客観的な視点から公平性を保ち監督又は監査を行うことのできる者であり、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基本的な考え方として、選任しております。

③ 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社の監査等委員会、社外取締役で全員構成されているため、下記「(3) 監査の状況 ①監査等委員会監査の状況」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

① 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、監査等委員3名（うち社外取締役3名）で構成されており、監査等委員会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、取締役等から職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧することにより、業務及び財産の状況を調査することを通じて取締役の職務執行状況の監査を行っております。

なお、個々の監査等委員の当事業年度における主な活動状況は次のとおりです。

氏名	出席状況及び発言状況
越後屋 真弓	当事業年度に開催された監査等委員会13回すべてに出席しました。E C 事業及び管理系業務に関する幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行い、また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っています。
岩出 誠	当事業年度に開催された監査等委員会13回すべてに出席しました。弁護士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査等委員会において、当社のコンプライアンス体制並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っています。
中村 渡	当事業年度に開催された監査等委員会13回すべてに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っています。また、監査等委員会において、当社の経理システム並びに内部監査等について適宜、必要な発言を行っています。

また、監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2022年6月29日開催の第24回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役1名を選任しております。

監査等委員会及び会計監査人は、監査等委員会規則に基づき、監査実施状況や監査結果を相互に報告し、綿密な連携を図っております。

また、必要に応じ内部統制評価委員会と連携し、内部統制に係る現状や課題を協議し、監査の有効性と効率性の確保を図っております。

② 内部監査の状況

当社の内部監査は、代表取締役により任命された内部監査人（1名）が、内部統制システム構築の基本方針に従い、取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保し、職務が効率的に行われていることを定期的に監査しております。また、内部監査人は、監査等委員会からの指示に基づき監査を行い、その結果を監査等委員会へ報告しております。

③ 会計監査の状況

イ 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

ロ 継続監査期間

23年間(2000年3月期以降)

ハ 業務を執行した公認会計士

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は下井田晶代氏、杉原伸太郎氏であり、独立した第三者の立場で適正な監査を行っております。

ニ 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士10名、公認会計士試験合格者2名、その他11名です。

ホ 監査法人の選定方針と理由

当社は、会計監査人の選定にあたり、品質管理体制、監査の実施体制、監査報酬等を考慮することに加え、監査実績などにより総合的に判断します。また、日本公認会計士協会の定める「独立性に関する指針」に基づき独立性を有することを確認するとともに、必要な専門性を有することについて検証し、十分に評価できるものと考え、有限責任監査法人トーマツを選定しました。

なお、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に障害がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告します。

ヘ 監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人に対して評価を行っております。この評価については会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況についての報告、「監査結果概要報告」及び「会社計算規則第131条の会計監査人の職務の遂行に関する事項」の内容の説明を受け、検討をいたしました。又、会計監査人とのコミュニケーションも行いました。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価し、有限責任監査法人トーマツの再任を決議いたしました。

④ 監査報酬の内容等

イ 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	47,000	—	55,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	47,000	—	55,000	—

※ 上記以外に、前連結会計年度に係る追加報酬として8,000千円を当連結会計年度に支払っております。

ロ 監査公認会計士等と同一のネットワークに属する組織に対する報酬（イを除く）
該当事項はありません。

ハ その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
該当事項はありません。

ニ 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、前期実績と当期見積を比較し、規模・特性・監査日数等を勘案し、監査等委員会の同意を得たうえで決定しております。

ホ 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りなどが当社の事業規模や事業内容に適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、以下のとおり取締役の報酬等の内容の決定に関する方針を定めております。

なお、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

当事業年度においては、2021年6月24日開催の取締役会にて代表取締役社長柳田要一に取締役の個人別の報酬額の具体的内容の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当職務の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

＜監査等委員でない取締役の報酬方針＞

監査等委員でない取締役の個人別の年間報酬は、就任直後の取締役会にてその決定方法について諮るものとし、異議が無ければ、原則として当該報酬の決定は代表取締役社長に一任しております。委任する権限の内容は、監査等委員でない取締役個人別の報酬の額の決定としております。なお、監査等委員でない取締役の報酬は、月例の固定報酬のみとしております。ただし、業績連動報酬及び株式等非金銭報酬について支払う場合は本方針とは別に取締役会においてその方針を決議し定めるものとしております。

代表取締役社長は、監査等委員でない取締役の個人別の年間報酬につき、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、役位、職責、功績、在任年数に応じて世間水準、経営内容、従業員給与とのバランス等を総合的に考慮して決定するものとしております。

また、決定された監査等委員でない取締役の報酬は、12分割し、就任翌月から任期終了月まで毎月25日（25日が休日の場合はその前営業日）に支払うものとしております。

＜監査等委員である取締役について＞

監査等委員である取締役の個人別の年間報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定するものとしております。なお、監査等委員である取締役の報酬は、月例の固定報酬のみとしております。

なお、決定に際しては、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、役位、職責、在任年数に応じて世間水準、経営内容、従業員給与とのバランス等を総合的に考慮するものとしております。

また、決定された監査等委員である取締役の年間報酬は、12分割し、就任翌月から任期終了月まで毎月25日（25日が休日の場合はその前営業日）に支払うものとしております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	113,874	113,874	—	—	3
取締役（監査等委員） （社外取締役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	16,680	16,680	—	—	4

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする投資を純投資目的である投資株式とし、それ以外を純投資目的以外の目的である投資株式としております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、四半期ごとに、投融資先に対し、定める資料の提出を求め、投融資先に関する事業状況、財務状況、事業計画の進捗および重要な変更事項の有無について、調査、把握し、収益の実現可能性について検討し、保有の有無を判断しております。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	2	50,000
非上場株式以外の株式	-	-

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当する投資株式は保有しておりません。

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2021年4月1日から2022年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みとして、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,768,232	4,450,475
売掛金	1,319,384	965,948
契約資産	—	198,527
仕掛品	61,315	354
貯蔵品	2,785	735
前渡金	12,747	12,617
前払費用	63,551	74,013
暗号資産	106,604	114,785
未収還付法人税等	8,586	22,351
その他	52,419	26,038
貸倒引当金	△775	△506
流動資産合計	6,394,852	5,865,339
固定資産		
有形固定資産		
建物	224,351	214,185
減価償却累計額	△21,416	△30,729
建物（純額）	202,934	183,455
工具、器具及び備品	402,860	426,325
減価償却累計額	△300,121	△351,634
工具、器具及び備品（純額）	102,738	74,690
リース資産	15,291	15,291
減価償却累計額	△6,403	△8,588
リース資産（純額）	8,887	6,702
有形固定資産合計	314,560	264,848
無形固定資産		
ソフトウェア	93,497	104,394
のれん	391,063	366,167
顧客関連資産	501,300	445,600
その他	8,844	58,762
無形固定資産合計	994,705	974,924
投資その他の資産		
投資有価証券	254,810	453,526
関係会社株式	324,911	338,189
敷金保証金	261,693	264,926
長期前払費用	4,692	3,200
繰延税金資産	54,030	31,875
破産更生債権等	1,837	1,837
その他	—	14,769
貸倒引当金	△1,837	△1,837
投資その他の資産合計	900,138	1,106,487
固定資産合計	2,209,404	2,346,260
資産合計	8,604,257	8,211,599

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	874,416	492,525
短期借入金	250,000	310,000
1年内返済予定の長期借入金	163,332	238,332
未払金	100,319	84,899
未払費用	13,564	103,137
リース債務	2,389	2,458
未払法人税等	252,226	228,964
未払消費税等	99,290	95,776
前受金	104,325	66,631
預り金	2,528,205	2,209,502
賞与引当金	75,095	—
資産除去債務	8,311	—
その他	5,593	26,143
流動負債合計	4,477,069	3,858,370
固定負債		
新株予約権付社債	754,800	510,000
長期借入金	788,408	843,826
リース債務	7,668	5,209
繰延税金負債	137,372	105,272
資産除去債務	83,275	85,575
その他	11,976	13,682
固定負債合計	1,783,500	1,563,566
負債合計	6,260,569	5,421,936
純資産の部		
株主資本		
資本金	645,728	768,128
資本剰余金	122,400	257,883
利益剰余金	1,892,353	2,430,138
自己株式	△324,684	△790,628
株主資本合計	2,335,798	2,665,522
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	7,889	13,230
その他の包括利益累計額合計	7,889	13,230
非支配株主持分	—	110,910
純資産合計	2,343,687	2,789,662
負債純資産合計	8,604,257	8,211,599

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	10,504,870	※1 5,746,946
売上原価	7,891,721	2,947,631
売上総利益	2,613,148	2,799,314
販売費及び一般管理費	※2,※3 1,706,333	※2,※3 1,747,773
営業利益	906,815	1,051,541
営業外収益		
受取利息	11	5,812
受取配当金	—	245
暗号資産評価益	95,609	—
投資有価証券売却益	62,723	—
持分法による投資利益	27,752	19,297
為替差益	—	11,663
その他	16,839	6,076
営業外収益合計	202,936	43,095
営業外費用		
支払利息	7,315	8,799
暗号資産評価損	—	5,108
為替差損	521	—
リース解約損	17,919	—
事務所移転費用	4,911	—
支払補償費	4,660	—
自己株式取得費用	—	2,458
雑損失	500	17
営業外費用合計	35,828	16,384
経常利益	1,073,923	1,078,252
特別損失		
減損損失	※4 277,545	※4 15,258
特別損失合計	277,545	15,258
税金等調整前当期純利益	796,378	1,062,994
法人税、住民税及び事業税	312,429	387,599
法人税等調整額	1,166	△21,912
法人税等合計	313,596	365,687
当期純利益	482,781	697,306
非支配株主に帰属する当期純利益	—	20,129
親会社株主に帰属する当期純利益	482,781	677,177

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
当期純利益	482,781	697,306
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	8,172	4,838
その他の包括利益合計	※ 8,172	※ 4,838
包括利益	490,954	702,145
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	490,954	682,518
非支配株主に係る包括利益	—	19,627

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	523,328	-	1,548,009	△324,444	1,746,893
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△138,437	-	△138,437
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	482,781	-	482,781
自己株式の取得	-	-	-	△239	△239
新株の発行 （新株予約権の行使）	122,400	122,400	-	-	244,800
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	122,400	122,400	344,343	△239	588,904
当期末残高	645,728	122,400	1,892,353	△324,684	2,335,798

	その他の包括利益 累計額	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	
当期首残高	△283	1,746,610
当期変動額		
剰余金の配当	-	△138,437
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	482,781
自己株式の取得	-	△239
新株の発行 （新株予約権の行使）	-	244,800
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	8,172	8,172
当期変動額合計	8,172	597,077
当期末残高	7,889	2,343,687

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	645,728	122,400	1,892,353	△324,684	2,335,798
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	20,966	-	20,966
会計方針の変更を反映した 当期首残高	645,728	122,400	1,913,320	△324,684	2,356,765
当期変動額					
剰余金の配当	-	-	△160,360	-	△160,360
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	677,177	-	677,177
自己株式の取得	-	-	-	△491,970	△491,970
新株の発行 （新株予約権の行使）	122,400	122,400	-	-	244,800
株式交付による増加	-	13,083	-	26,026	39,109
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-
当期変動額合計	122,400	135,483	516,817	△465,943	308,757
当期末残高	768,128	257,883	2,430,138	△790,628	2,665,522

	その他の包括利益 累計額	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金		
当期首残高	7,889	-	2,343,687
会計方針の変更による 累積的影響額	-	-	20,966
会計方針の変更を反映した 当期首残高	7,889	-	2,364,654
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△160,360
親会社株主に帰属する 当期純利益	-	-	677,177
自己株式の取得	-	-	△491,970
新株の発行 （新株予約権の行使）	-	-	244,800
株式交付による増加	-	-	39,109
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	5,340	110,910	116,250
当期変動額合計	5,340	110,910	425,008
当期末残高	13,230	110,910	2,789,662

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	796,378	1,062,994
のれん償却額	89,018	65,442
減価償却費	191,727	176,625
減損損失	277,545	15,258
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△14,080	△268
賞与引当金の増減額 (△は減少)	8,378	△75,095
受取利息及び受取配当金	△11	△6,058
支払利息	7,315	8,799
為替差損益 (△は益)	△18	△11,663
投資有価証券売却損益 (△は益)	△62,723	—
暗号資産評価損益 (△は益)	△95,609	5,108
持分法による投資損益 (△は益)	△27,752	△19,297
リース解約損	17,919	—
事務所移転費用	4,911	—
支払補償費	4,660	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△17,765	162,109
棚卸資産の増減額 (△は増加)	61,862	65,670
仕入債務の増減額 (△は減少)	△142,074	△384,785
未払金の増減額 (△は減少)	△13,421	△31,372
預り金の増減額 (△は減少)	672,805	△319,878
その他の資産の増減額 (△は増加)	37,585	41,399
その他の負債の増減額 (△は減少)	88,867	65,336
その他	—	△1,448
小計	1,885,517	818,877
利息及び配当金の受取額	5,215	11,708
利息の支払額	△7,413	△9,461
法人税等の支払額	△221,956	△405,486
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,661,363	415,638
投資活動によるキャッシュ・フロー		
資産除去債務の履行による支出	△58,083	△8,311
有形固定資産の取得による支出	△175,635	△21,424
無形固定資産の取得による支出	△46,587	△114,713
投資有価証券の取得による支出	△50,000	△120,070
投資有価証券の売却による収入	68,384	—
預け金の払戻による収入	61,630	—
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	—	※2 △16,012
関係会社株式の取得による支出	△100,000	—
敷金の差入による支出	△102,773	—
敷金の回収による収入	154,816	11,249
差入保証金の回収による収入	50,000	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△198,247	△269,282
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	220,000	60,000
長期借入れによる収入	100,000	300,000
1年内返済予定の長期借入金の返済による支出	△141,116	△169,582
リース債務の返済による支出	△24,007	△2,647
自己株式の取得による支出	△239	△491,970
配当金の支払額	△138,491	△159,999
その他	△1,562	△89
財務活動によるキャッシュ・フロー	14,582	△464,288
現金及び現金同等物に係る換算差額	18	85
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	1,477,717	△317,847
現金及び現金同等物の期首残高	3,288,749	4,766,466
現金及び現金同等物の期末残高	※1 4,766,466	※1 4,448,619

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 4社
連結子会社の名称 株式会社クロストラスト
株式会社コマースニジュウイチ
株式会社WCA
(注) 株式会社ウェブクルーエージェンシーは、2021年9月28日付で株式会社WCAに社名変更しております。
株式会社アーヴァイン・システムズ
(注) 株式会社アーヴァイン・システムズは、2021年7月12日付で株式交付により同社の株式50.2%を取得したことから当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

- (2) 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 3社
持分法適用の関連会社の名称 ECH株式会社
(注) 株式会社ECホールディングスは、2021年8月1日付でECH株式会社に社名変更しております。
株式会社ポイントラグ
FPC株式会社
- (2) 持分法を適用しない関連会社の数 1社
持分法を適用しない関連会社の名称 インターネット・ビジネス・フロンティア株式会社
持分法を適用しない理由
持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金に及ぼす影響が軽微であり、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。
- (3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券
- 満期保有目的債券
原価法を採用しております。
- その他有価証券
市場価格のない株式等以外のもの
時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。
- 市場価格のない株式等
移動平均法による原価法を採用しております。
- ② 棚卸資産
- 仕掛品及び貯蔵品
個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）について、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	3～20年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

販売用ソフトウェアは、見込販売収益に基づく償却額と販売可能な残存販売期間に基づく均等配分額を比較し、いずれか大きい額を計上する方法によっております。

自社利用のソフトウェアは、社内における合理的な利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

顧客関連資産は、効果の及ぶ期間（10年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に帰属する金額を計上しております。なお、当連結会計年度末においては、発生しておりません。

③ 受注損失引当金

受注契約にかかる将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。なお、当連結会計年度末においては、発生しておりません。

(4) のれんの償却方法及び償却期間

のれんについては、その効果の及ぶ合理的な期間（8年）で均等償却しております。ただし、重要性のないものについては一括償却しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりです。

① E Cシステム事業

E Cシステム事業においては、中小企業向けに、運営に必要な店舗ページ、ドメイン、メール、各種決済機能、受注や顧客管理などがひとつになったクラウド型のE Cシステムを提供しております。また、大企業向けには、拡張性や柔軟性の高いパッケージ型のE Cシステムを構築し、運用をサポートしております。

E Cシステム事業における収益は、各取引の実態に応じて、一時点もしくは一定の期間にわたり収益を認識しております。

一時点での収益を認識する取引として、主に受注処理手数料、ライセンスや機器の販売等がありますが、契約において、支配の移転時点が明記されている場合は、当該支配の移転時点に収益を認識しております。上記以外は、顧客への引渡時に収益を認識しております。

一定の期間にわたり収益を認識する取引として、システム利用料や保守等のサービス提供、システム開発等の履行義務があります。

システム利用料や保守等のサービス提供の履行義務は、履行義務が主に時の経過につれて充足されるため、顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

システム開発の履行義務は、開発の進捗によって充足されるため、開発の進捗度に応じて、開発期間にわた

り収益を認識しております。進捗度は、発生したコストに基づくインプット法（原価比例法）を用いております。

② 決済サービス事業

決済サービス事業においては、顧客のECシステムに決済機能を提供し、顧客の決済業務を代行しております。

決済サービス事業における収益は、各取引の実態に応じて、一時点で認識しております。主な履行義務は、カード会社・コンビニエンスストア等を通じて収受した消費者の決済代金を顧客へ引き渡すことであり、同時点で収益を認識しております。

このように、顧客に代わり代金を回収することが当社の履行義務であることから、当履行義務の性質を鑑み、代理人取引と判断し、顧客から収受する手数料からカード会社等へ支払う手数料を控除した純額を収益として計上しております。また、これらの対価については、当履行義務の提供時に当社受取手数料を差引くことにより収受しております。

③ マーケティングサービス事業

マーケティングサービス事業においては、販売促進や広告戦略の立案（以下、コンサルティング）、広告運用の手配（以下、集客代行）、ECサイトの制作（以下、制作代行）、ECサイト運営に関連する業務（以下、運営代行）など、顧客の販売促進活動を支援しております。

マーケティングサービス事業における収益は、各取引の実態に応じて、一定の期間にわたり認識しております。

コンサルティングの履行義務は、顧客の販売促進や広告戦略に関する課題解決に向けたコンサルティングサービスを提供することです。

集客代行の履行義務は、顧客に代わりリスティング広告会社等へ広告運用の依頼を代行することです。そのため、当履行義務の性質を鑑み、代理人取引と判断し、顧客から収受する集客代行の代金から広告運営会社へ支払う費用を控除した純額を収益として計上しております。

制作代行の履行義務は、顧客のECサイトの制作を代行することです。なお、制作費用が多額の場合は、制作の進捗に応じて、収益を計上しております。

運営代行の履行義務は、顧客のECサイト運営に関連する業務を代行することです。

マーケティングサービス事業に関する取引の対価は、顧客との契約条件により算定しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資となっております。

(重要な会計上の見積り)

のれん及び顧客関連資産

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

当連結会計年度の連結財務諸表に計上したのれんの金額は366,167千円、顧客関連資産の金額は445,600千円です。主な内訳は以下のとおりです。

	当連結会計年度
のれん	
株式会社コマースニジュウイチ	305,463千円
株式会社WCA	25,948千円
顧客関連資産	
株式会社コマースニジュウイチ	245,600千円
株式会社WCA	200,000千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

株式取得時に識別したのれん及び顧客関連資産（以下、のれん等という）については、その効果の及ぶ期間に亘って規則的に償却処理しておりますが、当初取得時の事業計画通りに進捗せず、営業から生ずる損益が継続してマイナスとなっている場合や、経営環境が著しく悪化しているような場合等、のれん等を含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を検討しております。なお、株式会社コマースニジュウイチについては当初取得時の事業計画、株式会社WCAについては、過年度ののれん等の減損処理に用いられた事業計画を基礎として評価しております。

減損損失の認識の判定においては、対象会社から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することにより要否を判定しております。割引前将来キャッシュ・フローの見積りについては、取締役会で承認された翌連結会計年度の予算及び当初取得時の事業計画を基礎としたキャッシュ・フローの見積額を使用しております。なお、当連結会計年度において、減損の兆候は無いと判断しております。

将来の不確実な経済状況及び関係会社の経営状況の変化により、これらの仮定について見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日）を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、決済サービス及びマーケティングサービスにおける代理人取引契約に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当連結会計年度より当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る金額から仕入先へ支払う金額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、マーケティングサービスにおける一部の取引については、従来の基準に比して収益認識期間のずれが生じるため、それぞれの履行義務の充足時期に対応して収益を認識することとしております。さらに、システム開発の請負契約については、従来は完成基準を適用しておりましたが、そのうち金額の重要性が乏しい契約を除いて、一定の期間にわたり充足される履行義務について、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

また、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当連結会計年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準の適用前と比べて、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は、4,175,124千円減少し、売上原価は、4,208,913千円減少し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ33,789千円増加しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は、20,966千円増加しております。

当連結会計年度の1株当たり純資産額は4円17銭増加し、1株当たり当期純利益は6円72銭増加、潜在株式調整後1株当たり当期純利益は6円08銭増加しております。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る「収益認識関係」注記については、記載をしておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

また、「金融商品関係」注記において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。ただし、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第7-4項に定める経過的な取扱いに従って、当該注記のうち前連結会計年度に係るものについては記載しておりません。

(表示方法の変更)

(連結貸借対照表)

前連結会計年度において、「流動資産」の「その他」に含めていた「未収還付法人税等」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」の「その他」に表示していた61,006千円は、「未収還付法人税等」8,586千円、「その他」52,419千円として組み替えております。

前連結会計年度において、「流動負債」の「その他」に含めていた「未払費用」及び「未払消費税等」は、資産の総額の100分の1を超えたため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動負債」の「その他」に表示していた118,448千円は、「未払費用」13,564千円、「未払消費税等」99,290千円、「その他」5,593千円として組み替えております。

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記していた「雑収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より、「営業外収益」の「その他」に組み替えております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた16,839千円は、「その他」に組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額(△は増加)」に含めていた「棚卸資産の増減額(△は増加)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、独立掲記することとしました。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額(△は増加)」に表示していた99,447千円は、「棚卸資産の増減額(△は増加)」61,862千円、「その他の資産の増減額(△は増加)」37,585千円に組み替えております。

(追加情報)

(財務制限条項)

当社は、新株予約権付社債 510,000千円について財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、引受先の要求に基づき、社債を一括償還、もしくは新株予約権の行使が行われる可能性があります。当該条項の主な内容は以下のとおりであります。

- ①当社の各連結会計年度に係る連結損益計算書に記載される営業損益が2期連続して損失となった場合
- ②当社の各連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の連結会計年度末日における連結貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合
- ③引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合
- ④当社が引受契約上の義務又は表明・保証に違反（軽微な違反を除く。）した場合

(資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」（実務対応報告第38号 2018年3月14日）に従った会計処理を行っております。仮想通貨に関する注記は以下のとおりです。なお、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第28号）により資金決済法が改正され、仮想通貨は暗号資産に呼称が変更されており、以下の注記では暗号資産と記載しております。

(1) 暗号資産の連結貸借対照表計上額

	前連結会計年度（2021年3月31日）	当連結会計年度（2022年3月31日）
保有する暗号資産	106,604千円	114,785千円
合 計	106,604千円	114,785千円

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び連結貸借対照表計上額

① 活発な市場が存在する暗号資産

	前連結会計年度(2021年3月31日)		当連結会計年度(2022年3月31日)	
種 類	保有数(単位)	連結貸借対照表計上額	保有数(単位)	連結貸借対照表計上額
ビットコイン	16.33944137BTC	106,532千円	17.33944137BTC	98,325千円
ビットコインキャッシュ	1.19833697BCH	71千円	1.19833697BCH	53千円
イーサリアム	-	-	40ETH	16,405千円
合 計	-	106,604千円	-	114,785千円

② 活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

(新型コロナウイルスの感染症の感染拡大による影響)

当社グループでは、連結財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、固定資産の減損会計、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当連結会計年度の業績への影響は限定的であり、会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しており、今後も重要な影響はないと考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響については不確定要素が多く、今後の事業環境の変化により、実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において、従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込み額のうち当連結会計年度に負担すべき金額を「流動負債」の「賞与引当金」に計上しておりましたが、当連結会計年度においては、連結財務諸表作成時に支給金額が確定となったため、「流動負債」の「未払費用」にその支給額79,909千円を含めております。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）(1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
広告宣伝費	31,373千円	136,645千円
役員報酬	127,975 "	164,198 "
給与	427,879 "	417,344 "
地代家賃	280,291 "	272,043 "
賞与引当金繰入額	18,587 "	- "

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、販売費及び一般管理費の主要な費目として表示しておりました「減価償却費」「貸倒引当金繰入額」については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度において販売費及び一般管理費の主要な費目として表示しておりません。

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれている研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
	37,879千円	2,410千円

※4 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

前連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

会社・場所	用途	種類	金額
連結子会社 株式会社コマースニジュウイチ (東京都港区)	事務所	建物 工具、器具及び備品等	130,622千円
連結子会社 株式会社ウェブクルーエージェンシー (東京都港区)	その他	のれん	146,922千円

当社グループは、会社単位で資産のグルーピングを行っております。

株式会社コマースニジュウイチは、事務所移転により、旧事務所の建物、工具、器具及び備品等につき、将来の使用見込がなくなったため、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物127,653千円、工具、器具及び備品1,685千円、他1,283千円です。

なお、事務所資産の回収可能価額を正味売却価額により測定しており、零として評価しています。

株式会社ウェブクルーエージェンシーは、昨年から続くコロナ禍のため顧客対象企業の広告予算（特にマス媒体広告やイベント関係）が減少した影響を受け減収を余儀なくされました。当初想定していた収益が見込めなくなったことから、株式取得時に発生したのれんについて、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、のれんの回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを16.5%で割り引いて算定しています。

(注) 株式会社ウェブクルーエージェンシーは、2021年9月28日付で株式会社WCAに社名変更しております。

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

会社・場所	用途	種類	金額
株式会社Eストアー （東京都港区）	試作機	ソフトウェア	12,084千円
連結子会社 株式会社クロストラスト （北海道札幌市）	SSL事業 営業権	営業権	2,926千円
連結子会社 株式会社クロストラスト （北海道札幌市）	ホームページ	ソフトウェア	247千円

当社グループは、会社単位で資産のグルーピングを行っております。

株式会社Eストアーは、当社グループで行っている新規事業に係るシステムの見直しを行ったところ、試作機のソフトウェアについては、将来の使用見込がなくなったため、固定資産の帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

株式会社クロストラストは、SSL事業の撤退が決定したことから、将来の使用見込みがなくなったため、固定資産の帳簿価額全額を減損損失として特別損失に計上しております。

（連結包括利益計算書関係）

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 （自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）	当連結会計年度 （自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	11,779千円	6,893千円
組替調整額	- //	- //
税効果調整前	11,779千円	6,893千円
税効果額	△3,607 //	△2,054 //
その他有価証券評価差額金	8,172千円	4,838千円
その他の包括利益合計	8,172千円	4,838千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式	5,161,298	237,669	-	5,398,967
自己株式				
普通株式	387,579	124	-	387,703

(注) 1 発行済株式の総数の増加237,669株は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部が権利行使されたことによる増加分です。

2 自己株式の普通株式増加124株は、単元未満株式の買取りによるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月27日 取締役会決議	普通株式	138,437	29	2020年3月31日	2020年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月26日 取締役会決議	普通株式	利益剰余金	160,360	32	2021年3月31日	2021年6月25日

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
発行済株式				
普通株式	5,398,967	237,669	-	5,636,636
自己株式				
普通株式	387,703	240,104	20,005	607,802

(注) 1 発行済株式の総数の増加237,669株は、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の一部が権利行使されたことによる増加分です。

2 自己株式の増加240,104株は、自己株式の取得240,000株、単元未満株式の買取り104株によるもので、自己株式の減少20,005株は、株式交付によるものです。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月26日 取締役会決議	普通株式	160,360	32	2021年3月31日	2021年6月25日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月25日 取締役会決議	普通株式	利益剰余金	201,153	40	2022年3月31日	2022年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
現金及び預金	4,768,232千円	4,450,475千円
別段預金	△1,766 "	△1,856 "
現金及び現金同等物	4,766,466千円	4,448,619千円

※2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

株式の取得により新たに株式会社アーヴァイン・システムズ社を連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社アーヴァイン・システムズ社の株式の取得価額と株式会社アーヴァイン・システムズ社取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	108,919	千円
固定資産	85,856	"
のれん	38,351	"
流動負債	△11,063	"
固定負債	△412	"
非支配株主持分	△91,282	"
株式の取得額	130,367	"
現金及び現金同等物	△75,245	"
株式交付による株式の交付額	△39,109	"
差引：取得のための支出	16,012	"

3 重要な非資金取引の内容

新株予約権に関するもの

	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
新株予約権の行使による資本金増加額	122,400千円	122,400千円
新株予約権の行使による資本準備金増加額	122,400 "	122,400 "
新株予約権の行使による新株予約権付社債減少額	244,800千円	244,800千円

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務所の家具(「工具、器具及び備品」)であります。

② リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「3. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載の通りであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
1年内	215,566千円	215,566千円
1年超	485,024千円	269,458千円
合計	700,591千円	485,024千円

なお、オペレーティング・リース取引の内容は、不動産賃貸によるものであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、運転資金は主に自己資金により賄っております。また、一時的な余資については、原則として預金等を中心として元本が保証されるか、もしくはそれに準じる安全性の高い金融資産で運用を行っております。なお、デリバティブに関連する取引は行っておりません。

また、2018年11月に当社の一層の事業拡大及びサービス事業の収益力向上のため、コンサルティングサービスを提供しているアドバンテッジアドバイザーズへ経営参画を伴う第三者割当による無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行い、資金調達を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金及び契約資産は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、販売担当部門と財務経理担当部門、課金担当部門が主要な取引先の状況についての情報を共有し、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、非上場株式、関連会社株式、投資信託、新株予約権付転換社債等であり、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。非上場株式や関連会社株式、新株予約権付転換社債については、定期的取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。また、投資信託については、基準価額のリスクにさらされておりますが、定期的の時価の把握を行い、管理しております。

営業債務である買掛金及び未払金並びに預り金は、そのすべてが1年以内の支払期日であります。

新株予約権付社債は、事業拡大及び収益力向上を目的としたものであり、償還日は決算日後2年以内であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
その他有価証券(※2)	204,810	204,810	-
敷金保証金	272,572	255,969	△16,602
資産 計	477,382	460,780	△16,602
新株予約権付社債	754,800	739,523	△15,276
長期借入金(※3)	951,740	949,149	△2,590
負債 計	1,706,540	1,688,673	△17,866

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 時価を把握することが極めて困難と認められる株式等の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	50,000
関係会社株式	324,911

非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、上表に含めておりません。なお、当連結会計年度において、関係会社株式（F P C株式会社）56,822千円の減損処理を行っております。

(※3) 一年以内返済長期借入金を含めております。

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券			
満期保有目的債券	122,390	125,570	3,180
その他有価証券(※2)	281,136	281,136	-
敷金保証金	264,926	241,209	△23,716
資産 計	668,452	647,916	△20,536
新株予約権付社債	510,000	504,096	△5,903
長期借入金(※3)	1,082,158	1,077,432	△4,725
負債 計	1,592,158	1,581,528	△10,629

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」、「短期借入金」、「未払金」、「未払法人税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、「その他有価証券」に含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	50,000
関係会社株式	388,189

(※3) 一年以内返済長期借入金を含めております。

(注) 1. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	4,768,232	-	-	-
売掛金	1,319,384	-	-	-
合計	6,087,617	-	-	-

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

	1年内	1年超 5年内	5年超 10年内	10年超
現金及び預金	4,450,475	-	-	-
売掛金	965,948	-	-	-
投資有価証券 満期保有目的債券	-	122,390	-	-
合計	5,416,423	122,390	-	-

(注) 2. 短期借入金、長期借入金及び新株予約権付社債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	250,000	-	-	-	-	-
長期借入金	163,332	163,332	152,252	130,008	130,008	212,808
新株予約権付社債	-	-	754,800	-	-	-
合計	413,332	163,332	907,052	130,008	130,008	212,808

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

	1年内	1年超 2年内	2年超 3年内	3年超 4年内	4年超 5年内	5年超
短期借入金	310,000	-	-	-	-	-
長期借入金	238,332	227,252	205,008	198,758	122,808	90,000
新株予約権付社債	-	510,000	-	-	-	-
合計	548,332	737,252	205,008	198,758	122,808	90,000

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
その他	-	281,136	-	281,136
資産 計	-	281,136	-	281,136

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度(2022年3月31日)

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
満期保有目的債券				
社債	-	125,570	-	125,570
敷金保証金	-	241,209	-	241,209
資産 計	-	366,780	-	366,780
新株予約権付社債	-	504,096	-	504,096
長期借入金	-	1,077,432	-	1,077,432
負債 計	-	1,581,528	-	1,581,528

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

投資信託の時価は、取引金融機関から入手した情報をもって算定しております。活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2に分類しております。また、新株予約権付転換社債の時価は、将来キャッシュ・フローの見積額を無リスク金利に信用プレミアム等を勘案した利率を基に割引現在価値法により算定し、レベル2に分類しております。

敷金保証金

敷金や保証金の時価は、将来キャッシュ・フローの見積額を無リスク金利に一定の調整を加えた利率を基に割引現在価値法により算定し、レベル2に分類しております。

新株予約権付社債

新株予約権付社債の時価は、将来キャッシュ・フローの見積額を新規に同様の契約をした場合に想定される利率を基に割引現在価値法により算定し、レベル2に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定し、レベル2に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
時価が連結貸借対照表計上額を 超えるもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	122,390	125,570	3,180
その他	—	—	—
小計	122,390	125,570	3,180
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
国債・地方債等	—	—	—
社債	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	122,390	125,570	3,180

2. その他有価証券

前連結会計年度(2021年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	204,810	193,449	11,360
小計	204,810	193,449	11,360
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	—	—	—
小計	—	—	—
合計	204,810	193,449	11,360

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 50,000千円)については、市場価格がなく、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当連結会計年度(2022年3月31日)

種類	連結貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	141,282	119,946	21,336
小計	141,282	119,946	21,336
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	—	—	—
債券	—	—	—
その他	139,853	141,313	△1,460
小計	139,853	141,313	△1,460
合計	281,136	261,260	19,875

(注) 非上場株式(貸借対照表計上額 50,000千円)については、市場価格がなく、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

4. 連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

5. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

当連結会計年度において、有価証券について56,822千円(関係会社株式56,822千円)の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたって、会社の超過収益力を反映して相当高い価額で取得した株式においては、超過収益力が減少していると判断したもののについて、減少した超過収益力を反映した実質価額までの減損を行っております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(退職給付関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒損失否認	19,293 千円	17,846 千円
賞与引当金	22,994 "	- "
未払金及び未払費用	75 "	24,468 "
未払事業税	15,129 "	15,117 "
減価償却超過金	6,470 "	2,161 "
前受金	10,808 "	7,451 "
投資有価証券評価損否認	3,062 "	3,062 "
関係会社株式評価損否認	75,816 "	76,429 "
資産除去債務	27,120 "	26,203 "
その他	13,711 "	8,413 "
繰延税金資産小計	194,481 千円	181,153 千円
評価性引当額小計	△14,657 千円	△9,692 千円
繰延税金資産合計	179,823 千円	171,460 千円
繰延税金負債		
顧客関連資産	△162,430 千円	△144,382 千円
連結上の関係会社株式評価損	△71,905 "	△71,905 "
資産除去債務に対応する除去費用	△24,472 "	△22,545 "
その他有価証券評価差額金	△3,482 "	△6,023 "
その他	△875 "	- "
繰延税金負債合計	△263,165 千円	△244,857 千円
繰延税金資産（負債）の純額	△83,342 千円	△73,396 千円

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、独立掲記していた「繰延税金資産」の「貸倒引当金超過額」については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「繰延税金資産」の「その他」へ組み替えております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の注記事項の組替を行っております。

この結果、前連結会計年度の注記事項において、「繰延税金資産」の「貸倒引当金超過額」に表示していた872千円は、「その他」へ組み替えております。

前連結会計年度において、独立掲記していた「繰延税金負債」の「連結上の将来加算一時差異」については、表示上の明瞭性を高めるため、当連結会計年度より「繰延税金負債」の「連結上の関係会社株式評価損」に表示を変更しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.91%	1.04%
住民税均等割等	0.22%	0.67%
のれん償却費	2.93%	1.69%
持分法投資損益	△1.07%	△0.56%
のれん減損	5.65%	-
連結子会社の税率差異	0.39%	0.88%
その他	△0.27%	0.06%
税効果会計適用後の法人税等負担率	39.38%	34.40%

(企業結合等関係)

取得による企業結合

1. 企業結合の概要

- (1) 被取得企業の名称及び事業の内容
- | | |
|----------|------------------|
| 被取得企業の名称 | 株式会社アーヴァイン・システムズ |
| 事業の内容 | システム開発事業 |
- (2) 企業結合を行った主な理由
- グループにおけるシステム開発の強化であります。
- (3) 企業結合日
- 2021年7月12日
- (4) 企業結合の法的形式
- 現金並びに当社株式を対価とする株式の取得であります。
- (5) 結合後企業の名称
- 名称の変更はありません。
- (6) 取得した議決権比率
- 50.2%
- (7) 取得企業を決定するに至った根拠
- 当社が現金と当社株式を対価として株式を取得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2021年7月1日～2022年3月31日

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得対価	現金	91,257千円
	当社株式	39,109千円
取得原価		130,367千円

4. 株式の種類別の交付比率及びその算定方法並びに交付した株式数

- (1) 株式の種類別の交付比率
- 株式会社アーヴァイン・システムズの普通株式1株に対して、当社の普通株式68,747株を割当交付いたしました。
- (2) 株式交付比率の算定方法
- 本株式交付に係る割当ての内容を決定するにあたり、その公平性、妥当性を確保するため、第三者機関（株式会社エスネットワークス）に株式会社アーヴァイン・システムズの株式価値の算定を依頼しました。その算定結果を参考に、同社の財務状況や将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、譲渡人らとの間で現金対価及び株式対価について協議を重ねた結果、本株式交付の比率は妥当であるとの判断に至り、両社で合意いたしました。
- (3) 交付した株式数
- 20,005株

5. 主要な取得関連費用の内容及び金額

株式交付に係る弁護士報酬費用 2,000千円

6. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

- (1) 発生したのれんの金額 38,351千円
- (2) 発生原因 今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。
- (3) 償却方法及び償却期間 8年間にわたる均等償却

7. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	108,919千円
固定資産	85,856千円
資産合計	194,775千円
流動負債	11,063千円
固定負債	412千円
負債合計	11,476千円

8. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額の概算額及びその算定方法

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

財又はサービスの種類	合計
E Cシステム	4,293,257千円
決済サービス	854,220千円
マーケティングサービス	599,469千円
外部顧客への売上高	5,746,946千円

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産は、主として一定の期間にわたり履行義務が充足される契約において、収益を認識したが、未請求の作業に係る対価に対する権利であり、当社及び連結子会社では、主にソフトウェアの開発請負契約の対価に対して計上しております。

また、契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。

契約負債は、顧客からの前受金に関連するものであり、前受金残高は全額契約負債です。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは「E C事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは「E C事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社ウェブクルー	1,456,863

(注) 当社グループは「E C事業」の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

当社グループは「E C事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
株式会社アダストリア	636,717

(注) 当社グループは「E C事業」の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当社グループは「E C事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは「E C事業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり純資産額	467.68円	532.68円
1株当たり当期純利益金額	100.34円	134.68円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	84.05円	121.93円

(注) 1. 1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当連結会計年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	482,781	677,177
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	482,781	677,177
普通株式の期中平均株式数(株)	4,811,432	5,028,164
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数(株) (うち新株予約権(株))	932,633 (932,633)	525,665 (525,665)

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当連結会計年度 (2022年3月31日)
純資産の部の合計額(千円)	2,343,687	2,789,662
普通株式に係る純資産額(千円)	2,343,687	2,678,752
普通株式の発行済株式数(株)	5,398,967	5,636,636
普通株式の自己株式数(株)	387,703	607,802
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	5,011,264	5,028,834

(重要な後発事象)

(子会社株式の譲渡)

当社は、当社の連結子会社である株式会社クロストラストの全株式をクロスモバイル株式会社に譲渡する株式譲渡契約を2022年4月28日に締結し、2022年5月31日付で株式を譲渡いたしました。なお、本株式譲渡に伴い、株式会社クロストラストは、当社の連結子会社から除外されることとなります。

(1) 譲渡の理由

当社は、2018年8月に子会社として株式会社クロストラストを設立し、SSL事業に参入しましたが、今後の事業の方向性を勘案した結果、SSL事業から撤退し、本株式の譲渡を行うことが最善の結論と至りました。

(2) 譲渡の相手先の名称：クロスモバイル株式会社

(3) 譲渡の時期：2022年5月31日

(4) 譲渡株式数：500株

(5) 譲渡持分：100%

(6) 譲渡価額：譲渡相手先との譲渡契約における守秘義務を踏まえ、開示を差し控えさせていただきます。

(7) 譲渡損益：本株式譲渡による連結財務諸表に与える影響は軽微であります。

(8) 譲渡後の持分比率：0%

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
株式会社Eストアー	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(注)	2018年11月29日	754,800	510,000	—	なし	2023年11月29日
合計	—	—	754,800	510,000	—	—	—

(注) 1. 新株予約権付社債に関する記載は次のとおりです。

銘柄	第1回無担保転換社債型 新株予約権付社債
発行すべき株式	普通株式
新株予約権の発行価額(円)	無償
株式の発行価格(円)	1,030
発行価額の総額(千円)	999,600
新株予約権の行使により発行した株式の 発行価額の総額(千円)	489,600
新株予約権の付与割合(%)	100
新株予約権の行使期間	自 2018年11月29日 至 2023年11月28日

(注) なお、新株予約権を行使しようとする者の請求があるときは、その新株予約権が付せられた社債の全額の償還に代えて、新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込があったものとします。また、新株予約権が行使されたときには、当該請求があったものとみなします。

(注) 2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりです。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	510,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	250,000	310,000	0.75%	—
1年以内に返済予定の長期借入金	163,332	238,332	0.66%	—
1年以内に返済予定のリース債務	2,389	2,458	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	788,408	843,826	0.65%	2023年11月30日～ 2030年1月31日
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	7,668	5,209	—	2025年1月31日～ 2026年4月14日
合計	1,211,797	1,399,826	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を定額法により各連結会計年度に配分しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りです。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	227,252	205,008	198,758	122,808
リース債務	2,529	2,109	525	44

【資産除去債務明細表】

区分	当期首残高(千円)	当期増加額(千円)	当期減少額(千円)	当期末残高(千円)
不動産賃貸借契約に基づく原状回復義務等	91,586	2,300	8,311	85,575

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	1,372,894	2,842,163	4,329,566	5,746,946
税金等調整前四半期(当期)純利益金額(千円)	227,791	540,497	835,264	1,062,994
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益金額(千円)	153,027	348,505	540,648	677,177
1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	30.43	69.32	107.53	134.68

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益金額(円)	30.43	38.89	38.21	27.15

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,604,217	2,597,961
売掛金	631,491	566,699
貯蔵品	2,597	568
前渡金	12,258	6,601
前払費用	45,262	29,846
暗号資産	106,604	92,707
未収還付法人税等	—	22,351
その他	※ 12,293	※ 39,223
貸倒引当金	△775	△506
流動資産合計	4,413,950	3,355,453
固定資産		
有形固定資産		
建物	125,451	112,882
工具、器具及び備品	72,110	55,600
有形固定資産合計	197,562	168,482
無形固定資産		
ソフトウェア	44,264	37,832
その他	1,187	11,300
無形固定資産合計	45,452	49,133
投資その他の資産		
投資有価証券	254,810	385,638
関係会社株式	1,663,743	1,796,111
長期前払費用	4,692	2,771
繰延税金資産	119,350	103,042
敷金	261,693	261,693
投資その他の資産合計	2,304,290	2,549,257
固定資産合計	2,547,305	2,766,873
資産合計	6,961,255	6,122,327

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	※ 232, 776	※ 231, 917
1年内返済予定の長期借入金	130, 008	205, 008
未払金	※ 84, 845	※ 71, 884
未払費用	8, 795	6, 090
資産除去債務	8, 311	—
未払法人税等	234, 640	—
前受金	49, 391	34, 046
預り金	2, 523, 737	※ 2, 202, 826
その他	73, 456	10, 955
流動負債合計	3, 345, 962	2, 762, 730
固定負債		
新株予約権付社債	754, 800	510, 000
長期借入金	732, 840	821, 582
資産除去債務	51, 634	53, 922
固定負債合計	1, 539, 274	1, 385, 504
負債合計	4, 885, 237	4, 148, 234
純資産の部		
株主資本		
資本金	645, 728	768, 128
資本剰余金		
資本準備金	122, 400	244, 800
その他資本剰余金	—	13, 083
資本剰余金合計	122, 400	257, 883
利益剰余金		
利益準備金	98, 260	114, 296
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1, 526, 424	1, 610, 676
利益剰余金合計	1, 624, 684	1, 724, 973
自己株式	△324, 684	△790, 628
株主資本合計	2, 068, 128	1, 960, 356
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	7, 889	13, 736
評価・換算差額等合計	7, 889	13, 736
純資産合計	2, 076, 018	1, 974, 093
負債純資産合計	6, 961, 255	6, 122, 327

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)
売上高	※1 5,564,130	2,827,549
売上原価	※1 3,779,875	※1 1,472,341
売上総利益	1,784,254	1,355,208
販売費及び一般管理費	※1, ※2 1,053,028	※1, ※2 941,982
営業利益	731,226	413,226
営業外収益		
受取利息	※1 3,420	4
有価証券利息	—	4,486
受取配当金	※1 5,203	※1 6,019
暗号資産評価益	95,609	—
投資有価証券売却益	62,723	—
為替差益	—	11,649
その他	※1 14,306	※1 4,860
営業外収益合計	181,263	27,020
営業外費用		
支払利息	6,290	5,743
暗号資産評価損	—	13,896
リース解約損	1,461	—
自己株式取得費用	—	2,458
為替差損	528	—
雑損失	500	16
営業外費用合計	8,780	22,115
経常利益	903,709	418,131
特別損失		
関係会社株式評価損	234,830	—
減損損失	—	23,683
特別損失合計	234,830	23,683
税引前当期純利益	668,878	394,447
法人税、住民税及び事業税	284,732	121,046
法人税等調整額	△72,828	13,429
法人税等合計	211,904	134,475
当期純利益	456,974	259,972

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)			当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		
区分	注記 番号	金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
I 労務費			737,777	19.5		682,254	46.3
II 外注費			126,708	3.4		349,857	23.8
III 経費							
1 ハウジング		28,740			27,048		
2 ドメイン関連費用		20,682			22,405		
3 減価償却費		55,373			43,447		
4 通信費		76,348			73,302		
5 サービス代行手数料		1,562,640			30,082		
6 支払手数料		1,132,739			221,272		
7 その他		38,863	2,915,389	77.1	22,670	440,228	29.9
当期売上原価	※1		3,779,875	100.0		1,472,341	100.0

(注) ※1 当事業年度の期首から「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を適用しております。そのため、代理人取引として収益を純額で認識する取引が増加したことにより売上原価が減少しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において、注記区分に表示しておりました「III 経費」の「消耗品費」については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「III 経費」の「その他」に組み替えております。この結果、前事業年度の注記区分において、「III 経費」の「消耗品費」に表示していた8,815千円は、「その他」に組み替えております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	523,328	—	—	—	84,416
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	13,843
当期純利益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
新株の発行 (新株予約権の行使)	122,400	122,400	—	122,400	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	122,400	122,400	—	122,400	13,843
当期末残高	645,728	122,400	—	122,400	98,260

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1, 221, 730	1, 306, 147	△324, 444	1, 505, 031	△283	1, 504, 747
当期変動額						
剰余金の配当	△152, 281	△138, 437	－	△138, 437	－	△138, 437
当期純利益	456, 974	456, 974	－	456, 974	－	456, 974
自己株式の取得	－	－	△239	△239	－	△239
新株の発行 (新株予約権の行使)	－	－	－	244, 800	－	244, 800
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	8, 172	8, 172
当期変動額合計	304, 693	318, 537	△239	563, 097	8, 172	571, 270
当期末残高	1, 526, 424	1, 624, 684	△324, 684	2, 068, 128	7, 889	2, 076, 018

当事業年度(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位: 千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
当期首残高	645,728	122,400	—	122,400	98,260
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	645,728	122,400	—	122,400	98,260
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	16,036
当期純利益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
新株の発行 (新株予約権の行使)	122,400	122,400	—	122,400	—
株式交付による増加	—	—	13,083	13,083	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	122,400	122,400	13,083	135,483	16,036
当期末残高	768,128	244,800	13,083	257,883	114,296

	株主資本				評価・換算差額等	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,526,424	1,624,684	△324,684	2,068,128	7,889	2,076,018
会計方針の変更による 累積的影響額	676	676	－	676	－	676
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,527,100	1,625,361	△324,684	2,068,805	7,889	2,076,695
当期変動額						
剰余金の配当	△176,396	△160,360	－	△160,360	－	△160,360
当期純利益	259,972	259,972	－	259,972	－	259,972
自己株式の取得	－	－	△491,970	△491,970	－	△491,970
新株の発行 (新株予約権の行使)	－	－	－	244,800	－	244,800
株式交付による増加	－	－	26,026	39,109	－	39,109
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	5,846	5,846
当期変動額合計	83,575	99,611	△465,943	△108,448	5,846	△102,601
当期末残高	1,610,676	1,724,973	△790,628	1,960,356	13,736	1,974,093

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 満期保有目的債券

原価法を採用しております。

(3) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産除く)

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備)について、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物	8～18年
工具、器具及び備品	3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産除く)

自社利用のソフトウェアは社内における合理的な利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は、以下のとおりであります。

(1) ECシステム事業

ECシステム事業においては、中小企業向けに、運営に必要な店舗ページ、ドメイン、メール、各種決済機能、受注や顧客管理などがひとつになったクラウド型のECシステムを提供しております。

ECシステム事業における収益は、各取引の実態に応じて、一時点もしくは一定の期間にわたり収益を認識しております。

一時点での収益を認識する取引として、主に受注処理手数料があります。顧客との契約により、支配の移転時点で収益を認識しております。

一定の期間での収益を認識する取引として、主にシステムの利用料があります。顧客との契約に係る取引価格を契約期間にわたり均等に収益を認識しております。

(2) 決済サービス事業

決済サービス事業においては、顧客のECシステムに決済機能を提供し、顧客の決済業務を代行しております。

決済サービス事業における収益は、各取引の実態に応じて、一時点で認識しております。主な履行義務は、カード会社・コンビニエンスストア等を通じて収受した消費者の決済代金を顧客へ引き渡すことであり、同時点で収益を認識しております。

このように、顧客に代わり代金を回収することが当社の履行義務であることから、当履行義務の性質を鑑み、代理人取引と判断し、顧客から収受する手数料からカード会社等へ支払う手数料を控除した純額を収益として計上しております。また、これらの対価については、当履行義務の提供時に当社受取手数料を差引くことにより収受しております。

(3) マーケティングサービス事業

マーケティングサービス事業においては、販売促進や広告戦略の立案（以下、コンサルティング）、広告運用の手配（以下、集客代行）、ECサイトの制作（以下、制作代行）、ECサイト運営に関連する業務（以下、運営代行）など、顧客の販売促進活動を支援しております。

マーケティングサービス事業における収益は、各取引の実態に応じて、一定の期間にわたり認識しております。

コンサルティングの履行義務は、顧客の販売促進や広告戦略に関する課題解決に向けたコンサルティングサービスを提供することです。

集客代行的履行義務は、顧客に代わりリスティング広告会社等へ広告運用の依頼を代行することです。そのため、当履行義務の性質を鑑み、代理人取引と判断し、顧客から収受する集客代行的代金から広告運営会社へ支払う費用を控除した純額を収益として計上しております。

制作代行的履行義務は、顧客のECサイトの制作を代行することです。なお、制作費用が多額の場合は、制作の進捗に応じて、収益を計上しております。

運営代行的履行義務は、顧客のECサイト運営に関連する業務を代行することです。

マーケティングサービス事業に関する取引の対価は、顧客との契約条件により算定しております。

（重要な会計上の見積り）

関係会社株式

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

当事業年度の財務諸表に計上した関係会社株式の金額は、1,796,111千円です。主な内訳は以下のとおりです。

関係会社株式	当事業年度
株式会社コマースニジュウイチ	1,309,928千円
株式会社WCA	252,185千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、超過収益力の毀損や発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理の要否を検討します。

減損処理の要否を検討するにあたり、取得原価には超過収益力が反映されているため、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較しております。当該実質価額に含まれる超過収益力は、当初取得時の事業計画や関係会社株式の減損処理に用いられた事業計画を基礎として評価しております。なお、当事業年度において、減損処理を行った関係会社株式はありません。

将来の不確実な経済状況及び関係会社の経営状況の変化により、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

これにより、決済サービス及びマーケティングサービスにおける代理人取引契約に係る収益について、従来は顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、当事業年度より当社の役割が代理人に該当する取引については、顧客から受け取る金額から仕入先へ支払う金額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。また、マーケティングサービスにおける一部の取引については、従来の基準に比して収益認識期間のずれが生じるため、それぞれの履行義務の充足時期に対応して収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、前事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減しております。

また、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「売掛金」は、当事業年度より「売掛金」及び「契約資産」に含めて表示しております。ただし、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度について新たな表示方法による組替えを行っておりません。

この結果、収益認識会計基準の適用前と比べて、当事業年度の売上高は、2,354,799千円減少し、売上原価は、2,354,799千円減少しておりますが、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響はありません。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の繰越利益剰余金の期首残高は、676千円増加しております。

当事業年度の1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益への影響は軽微であります。

なお、収益認識会計基準第89-3項に定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る「収益認識関係」注記については記載しておりません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる財務諸表に与える影響は軽微であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、独立掲記していた「雑収入」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「営業外収益」の「その他」に含めております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替を行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「雑収入」に表示していた14,306千円は、「その他」に組み替えております。

(追加情報)

(財務制限条項)

当社は、新株予約権付社債510,000千円について財務制限条項が付されており、これに抵触した場合、引受先の実現に基づき、社債を一括償還、もしくは新株予約権の行使が行われる可能性があります。当該条項の主な内容は以下のとおりであります。

- ①当社の各事業年度に係る損益計算書に記載される営業損益が2期連続して損失となった場合
- ②当社の各事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合
- ③引受契約に定める前提条件が成就していなかったことが判明した場合
- ④当社が引受契約上の義務又は表明・保証に違反(軽微な違反を除く。)した場合

(資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱いの適用)

「資金決済法における仮想通貨の会計処理等に関する当面の取扱い」(実務対応報告第38号 2018年3月14日)に従った会計処理を行っております。仮想通貨に関する注記は以下のとおりであります。なお、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」(令和元年法律第28号)により資金決済法が改正され、仮想通貨は暗号資産に呼称が変更されており、以下の注記では暗号資産と記載しております。

(1) 暗号資産の貸借対照表計上額

	前事業年度(2021年3月31日)	当事業年度(2022年3月31日)
保有する暗号資産	106,604千円	92,707千円
合 計	106,604千円	92,707千円

(2) 保有する暗号資産の種類ごとの保有数量及び貸借対照表計上額

① 活発な市場が存在する仮想通貨

種 類	前事業年度(2021年3月31日)		当事業年度(2022年3月31日)	
	保有数(単位)	貸借対照表計上額	保有数(単位)	貸借対照表計上額
ビットコイン	16.33944137BTC	106,532千円	16.33944137BTC	92,653千円
ビットコインキャッシュ	1.19833697BCH	71千円	1.19833697BCH	53千円
合 計	-	106,604千円	-	92,707千円

② 活発な市場が存在しない暗号資産

該当事項はありません。

(新型コロナウイルスの感染症の感染拡大による影響)

当社では、財務諸表作成時に入手可能な情報に基づき、固定資産の減損会計、関係会社株式の実質価額、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による当事業年度の業績への影響は限定的であり、会計上の見積りに重要な影響を与えるものではないと判断しており、今後も重要な影響はないと考えております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響については不確定要素が多く、今後の事業環境の変化により、実際の結果はこれらの見積りとは異なる可能性があります。

(貸借対照表関係)

※ 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示されたものを除く)

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
短期金銭債権	628 千円	15,091 千円
短期金銭債務	18,525 〃	110,013 〃

(損益計算書関係)

※ 1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
営業取引による取引高		
売上高	507 千円	— 千円
営業費用	115,655 "	1,043,642 "
営業取引以外の取引による取引高		
営業外収益	10,420 "	7,819 "

※ 2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりです。

	前事業年度 (自 2020年 4 月 1 日 至 2021年 3 月31日)	当事業年度 (自 2021年 4 月 1 日 至 2022年 3 月31日)
広告宣伝費	120,778 千円	144,298 千円
役員報酬	114,557 "	130,554 "
給与	196,395 "	158,721 "
地代家賃	180,991 "	145,095 "
減価償却費	13,957 "	26,183 "
貸倒引当金繰入額	222 "	309 "
おおよその割合		
販売費	17%	21%
一般管理費	83%	79%

(有価証券関係)

子会社株式及び関係会社株式

前事業年度(2021年 3 月31日)

時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額
(単位：千円)

区分	前事業年度 (2021年 3 月31日)
子会社株式	1,612,114
関連会社株式	51,629
計	1,663,743

(注) 当事業年度は減損後の帳簿価額です。

当事業年度において、子会社株式について178,008千円、関連会社株式について56,822千円の減損処理を行っております。なお、減損処理にあたって、会社の超過収益力を反映して相当高い価額で取得した株式においては、超過収益力が減少していると判断したもののについて、減少した超過収益力を反映した実質価額までの減損を行っております。

当事業年度(2022年 3 月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	当事業年度 (2022年 3 月31日)
子会社株式	1,744,481
関連会社株式	51,629
計	1,796,111

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
繰延税金資産		
貸倒損失	19,293 千円	17,846 千円
前受金	7,145 "	7,451 "
未払事業税	13,332 "	1,050 "
投資有価証券評価損	3,062 "	3,062 "
関係会社株式評価損	75,816 "	76,429 "
資産除去債務	17,431 "	16,510 "
その他	2,020 "	1,066 "
繰延税金資産合計	138,103 千円	123,416 千円
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△15,270 千円	△14,312 千円
その他有価証券評価差額金	△3,482 "	△ 6,062 "
繰延税金負債合計	△18,752 千円	△20,374 千円
繰延税金資産の純額	119,350 千円	103,042 千円

(表示方法の変更)

前事業年度において、独立掲記していた「繰延税金資産」の「貸倒引当金超過額」、「減価償却超過金」については、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「繰延税金資産」の「その他」へ組み替えております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の注記事項の組替を行っております。

この結果、前事業年度の注記事項において、「繰延税金資産」の「貸倒引当金超過額」に表示していた237千円、「減価償却超過金」に表示していた0千円は、「その他」へ組み替えております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2021年3月31日)	当事業年度 (2022年3月31日)
法定実効税率		30.62%
(調整)	法定実効税率と税効果会計	
住民税均等割	適用後の法人税等の負担率と	1.47%
交際費等永久に損金に算入されない項目	の間の差異が法定実効税率の	2.22%
その他	100分の5以下であるため注記	△0.22%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	を省略しております。	34.09%

(企業結合等関係)

連結財務諸表「注記事項（企業結合等関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(収益認識関係)

(顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に記載の通りです。

(重要な後発事象)

連結財務諸表「注記事項（重要な後発事象）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	143,046	3,443	14,359	16,013	132,130	19,247
	工具、器具及び備品	312,089	21,963	3,395	34,443	330,657	275,057
	計	455,135	25,407	17,755	50,457	462,787	294,305
無形固定資産	ソフトウェア	394,110	36,425	26,798 (26,798)	19,173	403,737	365,904
	その他	1,187	10,113	—	—	11,300	—
	計	395,298	46,538	26,798 (26,798)	19,173	415,038	365,904

(注) 1 当期首残高および当期末残高については、取得価額により記載しております。

2 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

3 当期増加額のうち、主なものは以下のとおりです。

工具、器具及び備品	サービス提供用サーバー等	9,692 千円
ソフトウェア	サービス提供用システム開発等	32,798 千円

4 当期減少額のうち、主なものは以下のとおりです。

建物	事務所移転に伴う除却等	14,359 千円
ソフトウェア	新規事業に係る試作機の減損（内書き）	26,798 千円

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	775	506	774	506

(2)【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しています。

(3)【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	1. 当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。 2. 株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 https://Estore.co.jp/
株主に対する特典	毎年9月30日及び3月31日現在の当社株主名簿に記載又は記録された1単元(100株)以上を保有する株主に対して、株主優待としてクオカード1,000円分を贈呈。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、並びに確認書

事業年度 第23期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)2021年6月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年6月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書、及び確認書

第24期第1四半期(自 2021年4月1日 至 2021年6月30日)2021年8月13日関東財務局長に提出。

第24期第2四半期(自 2021年7月1日 至 2021年9月30日)2021年11月12日関東財務局長に提出。

第24期第3四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)2022年2月14日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券報告書の訂正報告書及びその添付書類並びに確認書

2021年4月8日関東財務局長に提出。

事業年度 第22期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)の有価証券報告書に係る訂正報告書及びその添付書類並びに確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年6月24日

株式会社E ストアー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	下 井 田 晶 代
-------------------------	-------	-----------

指定有限責任社員 業 務 執 行 社 員	公認会計士	杉 原 伸 太 朗
-------------------------	-------	-----------

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社E ストアーの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社E ストアー及び連結子会社の2022年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

のれん及び顧客関連資産の減損の兆候に関する判断の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は大企業から中小企業まで幅広くE Cの総合支援事業を営むため、その一環として2020年3月期に株式会社コマースニジュウイチ（以下、C21）及び株式会社WCA（以下、WCA）の2社の株式を100%取得し連結子会社としている。注記事項（重要な会計上の見積り）に記載の通り、当連結会計年度の連結貸借対照表において、当該取得に関連するのれん331百万円、顧客関連資産445百万円を計上している。 会社は、これらののれん及び顧客関連資産（以下、のれん等）について、その効果の及ぶ期間に亘って規則的に償却処理しているが、C21及びWCAの業績が当初取得時の事業計画通りに進捗せず、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなっている場合や、経営環境が著しく悪化しているような場合等、のれん等を含む資産グループに減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の要否を判定する必要がある。なお、C21については当初取得時の事業計画、WCAについては、過年度ののれん等の減損処理に用いられた事業計画を基礎として評価される。（以下、取得時等の事業計画） 会社は、のれん等の減損の兆候に関する評価に当たり、E C市場は順調に拡大しており今後も継続して成長すると想定し、取得時等の事業計画の見直しは不要と判断しているが、事業計画の達成は事業者の参入増加や競合他社との競争等にも影響を受ける。また、インターネット広告市場も近年急速に拡大しているが、今後の規制等による成長鈍化や景気の影響による広告需要の減退の可能性も存在する。 したがって、経営環境の変化等の必要な情報が適切に収集・評価されず、取得時等の事業計画の見直しが不要と判断された場合には減損損失の計上が適時に実施されないリスクが存在する。 C21及びWCAに係るのれん等の計上額には重要性があり、会社の連結財務諸表に与える潜在的な影響が大きいため、経営環境の変化等を踏まえたのれん等の減損の兆候に関する判断の妥当性は当監査法人の監査上の主要な検討事項であると判断した。	当監査法人は、当該のれん等の減損の兆候に関する判断の妥当性について、主として以下の監査手続を実施した。 (1)内部統制の評価 ・のれん等の減損の兆候に関する判断及びその前提となる事業計画の策定に関する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。特に、市場動向や事業者の新規参入状況等の経営環境の変化等、不確実性の検討過程について、事業計画の立案を所管する部門に確かめた。 (2)減損の兆候に関する判断の妥当性の評価 ・経営環境の変化や会社の事業計画への影響を把握するため、経営者等への質問を実施するとともに、取締役会議事録を閲覧した。 ・C21については、のれん等の認識時の評価に用いられた当初取得時の事業計画と実績との比較分析に加えて、翌期事業計画との比較分析を実施することで経営環境の変化の影響を評価した。 ・WCAについては、過年度ののれん等の減損処理に用いられた事業計画と実績との比較分析に加えて、翌期事業計画との比較分析を実施することで経営環境の変化の影響を評価した。 ・会社が作成した減損の兆候判定資料を閲覧しその基礎データとなる翌期事業計画との照合を実施するとともに、根拠となった資料との整合性を確かめた。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告す

ることが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社Eストアーの2022年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社Eストアーが2022年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内

部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年6月24日

株式会社E ストアー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

京 都 事 務 所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

下 井 田 晶 代

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員

公認会計士

杉 原 伸 太 朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社E ストアーの2021年4月1日から2022年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社E ストアーの2022年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

関係会社株式の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
当事業年度の貸借対照表において計上されている関係会社株式には、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、2020年3月期に子会社とした株式会社コマースニジュウイチ（以下、C21）及び株式会社WCA（以下、WCA）の株式1,562百万円が含まれている。 関係会社株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、超過収益力の毀損や発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下した場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除き、減損処理が必要となる。 C21及びWCAの取得原価には超過収益力が反映されている。会社は、減損処理の要否を検討するにあたり、取得原価と超過収益力を反映した実質価額を比較しており、当該実質価額に含まれる超過収益力は、C21については当初取得時の事業計画、WCAについては、過年度の関係会社株式の減損処理に用いられた事業計画を基礎として評価される。 当事業年度の貸借対照表に計上されている関係会社株式は財務諸表における金額的重要性が高く、実質価額の著しい下落により減損処理が行われると財務諸表全体に与える金額的影響が大きくなる可能性がある。 以上より、関係会社株式の評価は当監査法人の監査上の主要な検討事項であると判断した。	当監査法人は、当該関係会社株式の評価について、主として以下の監査手続を実施した。 (1)内部統制の評価 ・C21及びWCAに係る関係会社株式評価の算定基礎となる実質価額に含まれる超過収益力は、連結財務諸表上、のれん及び顧客関連資産として計上されることから、のれん及び顧客関連資産の評価に関する内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。 (2)関係会社株式の評価 ・経営者への質問を実施するとともに、取締役会議事録の閲覧を通じて、各子会社の経営環境を理解し、超過収益力の毀損や財政状態の悪化の兆候を示唆する状況の有無を確かめた。 ・実質価額に反映されている超過収益力に株式の評価減を必要とするほどの毀損が生じていないかどうかについての経営者の検討を評価した。 ・C21については当初取得時の事業計画と実績との比較分析に加えて、翌期事業計画との比較分析を実施し、それぞれ差異の要因について経営者等への質問を実施した。 ・WCAについては過年度の関係会社株式の減損処理に用いられた事業計画と実績との比較分析に加えて、翌期事業計画との比較分析を実施し、それぞれ差異の要因について経営者等への質問を実施した。 ・会社が作成した関係会社株式の評価判定のための資料について計算の正確性を検討した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	株式会社Eストアー
【英訳名】	Estore Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 柳田 要一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役である柳田要一は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」という。）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」(企業会計審議会 平成19年2月15日)に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して、財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、その限界により、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2022年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の整備及び運用状況の評価を実施した上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について、関連文書の閲覧、適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制実施記録の検証等の手続を実施し、整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を実施しております。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲については、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社2社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社2社及び持分法適用関連会社3社については、金額的及び質的な重要性の観点から重要性が乏しいと判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

また、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性を考慮し、前事業年度の実績及び当事業年度の予算計画をベースに売上高金額の高い事業から合算していき、売上高の2／3を超える事業に至る業務プロセスを評価の対象とし、当社グループの事業目的に大きく関わる勘定科目である「売上高」「売掛金」「預り金」「前受金」「給与手当」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しております。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、代表取締役柳田要一は、2022年3月31日現在の当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

該当事項はありません。

5【特記事項】

該当事項はありません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年6月30日
【会社名】	株式会社Eストアー
【英訳名】	Estore Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 柳田 要一
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【有価証券報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役柳田要一は、当社の第24期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)の有価証券報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。